

山梨県ヤングケアラー支援ガイドライン (改定版)

令和6年3月

山梨県

目次

1	はじめに	1
(1)	社会的背景・課題	1
(2)	本県の状況	1
(3)	ガイドライン作成にあたっての趣旨・目的	3
2	ヤングケアラーの定義	4
(1)	一般的な定義	4
(2)	本ガイドラインにおける定義	4
3	ヤングケアラー支援の必要性	6
(1)	なぜ子どもがケアを担うのか	6
(2)	ヤングケアラーは子どもの権利が守られていない可能性がある	6
(3)	支援の必要性	8
4	本県におけるヤングケアラーの実態	9
5	ヤングケアラーの支援の流れ	14
6	ヤングケアラー・コーディネータの役割	16
7	ヤングケアラーと思われる子どもへの気づき	18
(1)	ヤングケアラーに気づくこと	18
(2)	アセスメントの必要性、アセスメントシートの活用方法	19
(3)	アセスメントシートの活用にあたっての留意点	24
8	つなぎから支援へ	25
(1)	アセスメントの結果に基づく支援の必要性の判断と支援方針の検討	25
(2)	支援方針にもとづく、「ヤングケアラー応援プラン」や個別計画の作成	25

9 ヤングケアラーの支援における留意点	27
(1) ヤングケアラーに接する際に配慮すべき内容	27
(2) ケアを担う可能性が高い子どもへの早い段階での気づき	28
(3) 個人情報の取り扱いについて	29
(4) 連携支援における留意点	31
10 ヤングケアラー相談窓口	32
(1) ヤングケアラーの相談への対応	32
11 参考事例	35
12 資料等	54
(1) ヤングケアラー支援ネットワーク会議等におけるガイドラインの検討状況	54
(2) 「ヤングケアラー」の早期発見のためのアセスメントシート（山梨県）	55
(3) ヤングケアラー応援プラン及びフェイスシート	56

1 はじめに

(1) 社会的背景・課題

令和2年12月に初めて、全国規模でのヤングケアラーの実態に関する調査が中学校、高校、中学2年生、高校2年生を対象に実施され、世話をしている家族が「いる」と回答した子どもが、中学2年生で5.7%(およそ17人に1人)、全日制高校2年生で4.1%(およそ24人に1人)いることが明らかとなった。

国ではこれを受け今後取り組むべき施策として、ヤングケアラーの早期発見・把握、ヤングケアラー自身や関係機関が連携した支援策の推進、令和4年度から6年度までの3年間をヤングケアラー認知度向上の「集中取組期間」として啓発活動等の実施による社会的認知度の向上に取り組んできた。

また、令和5年12月22日に策定された「こども大綱」では「児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援」の中で、「(ヤングケアラーへの支援)本来おとなが担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども、いわゆるヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、こども本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらいことから、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていく。家族の世話などに係る負担を軽減又は解消するため、家庭に対する適切なアセスメントにより世帯全体を支援する視点を持った対策を推進する。」が盛り込まれた。

さらには、令和6年度に「子ども・若者育成支援推進法」において、ヤングケアラーを国・地方公共団体等による子ども・若者支援の対象として明記されることになり、自治体だけでなく、ヤングケアラーに関係する機関の他、県民全体で支援を行うことが求められている。

(2) 本県の状況

本県においては、令和3年6月に実施した「知事と語るやまなしづくり」において、知事とヤングケアラーと関わる方との意見交換が行われ、ヤングケアラーへの支援の必要性が示された。これに対応していくため、ヤングケアラー支援を推進するための庁内検討会議の設置(同年7月)、県内の全ての小学校6年生から高校3年生までを対象とした全国初の全数調査や支援者を対象としたヤングケアラー実態調査の実施(同年7月~8月)、関係機関が連携した包括的な仕組みづくりの検討などを行うためのヤングケアラー支援者や外部有識者で構成する「ヤングケアラー支援ネットワーク会議」を設置(同年9月)し、同年12月には、全国初のヤングケアラー支援に特化した本ガイドラインの策定を行うなどヤングケアラー支援において先駆的な取り組みを開始した。

令和4年1月には、ヤングケアラー理解するための啓発動画「山梨コネクトヤングケア

ラー」の制作及び公開の他、SNS 動画アプリ TikTok に自治体では初となるヤングケアラーに特化したアカウントを開設し、現在までヤングケアラーに纏わる動画を定期的に公開し、啓発を継続して実施している。

令和4年3月29日に公布された「やまなし子ども条例」において、「第四章 ヤングケアラーの支援の推進（第二十一条・第二十二条）」が盛り込まれたことを踏まえ、同年12月に全国初となるヤングケアラー支援に特化した推進計画「山梨県ヤングケアラー支援計画」を策定した。同計画では、ヤングケアラー理解の促進（啓発の強化）、支援者の人材育成、本人の支援の充実、連携支援体制の構築の4つの施策体系に整理し、さまざまな支援策を展開しているところである。

さらには、子どもや県民への「ヤングケアラー」の周知を図るとともに、実態を把握することや「山梨県ヤングケアラー支援計画」の進捗管理のため、毎年子ども調査（小6～高校生）や県民モニターでの実態調査を実施している。

やまなし子ども条例（令和4年3月29日公布）より抜粋

（ヤングケアラーに対する支援）

第二十一条 県、市町村、関係機関、民間団体等(以下「ヤングケアラー支援者」という。)は、ヤングケアラーと思われる子どもを発見したとき又はヤングケアラーと思われる子どもを発見した者から報告を受けたときは、必要に応じ近隣住民、学校関係者等その他の者の協力を得て、当該子どもの保護者との面会等により当該子どもの生活状況の確認を行うものとします。

2 ヤングケアラー支援者は、前項の規定に基づく生活状況の確認により当該子どもへの支援が必要と認めたときは、当該子ども、その保護者及び家族に対し助言その他の必要な支援を提供するものとします。

3 当該子どもの保護者及び家族は、ヤングケアラー支援者から、第一項の生活状況の確認又は前項の支援の提供への協力を求められたときは、これに応ずるよう努めるものとします。

（ヤングケアラーの支援に関する推進計画）

第二十二条 県は、ヤングケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画(以下この条において「推進計画」という。)を策定します。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めます。

- 一 ヤングケアラーの支援に関する基本方針
- 二 ヤングケアラーの支援に関する具体的施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、ヤングケアラーの支援に関する施策を推進するために必要な事項

3 県は、推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表します。

山梨県ヤングケアラー支援計画（計画期間：令和4年～6年）の概要

■基本理念

すべての子どもが夢に向かって挑戦できる やまなし
～気づいてつながろう 山梨コネクトヤングケアラー

■基本的な視点

子どもの育つ権利を守る視点

子どもは勉強したり、遊んだりして、もって生まれた能力を十分にのばして育つ権利を守るよう、環境づくりを進めていくこととともに、それぞれの子どもの権利が守られているか絶えず目配りします。

子どもや家族の意思を大切にす視点

子どもの権利を守ることは重要ですが、ヤングケアラーの支援を行う際には、今まで子どもが担ってきた役割などを否定することなく、子ども本人や家族の意思・意向を確認し大切にしながら、子どもや家族に寄り添いながら支援します。

子ども本人と家族を社会全体で支える視点

ヤングケアラーの支援は、子ども本人だけでなく、ケアを必要とする家族や他の家族の支援も求められることから、直接的な支援から地域の見守り・声掛けまで、さまざまな人や機関が関わりながら重層的に支援していけるよう、社会全体で支えていきます。

■施策体系・施策展開

- 施策1 ヤングケアラーへの理解の促進
- 施策2 ヤングケアラーを支援する人材育成・研修体制の充実
- 施策3 ヤングケアラー本人への支援の充実
- 施策4 ヤングケアラーやその家族を支える福祉サービスの充実や支援体制の構築・強化

(3) ガイドライン作成にあたっての趣旨・目的

本ガイドラインは、ヤングケアラー及びその家族への支援を推進するため、ヤングケアラーの認知、関係機関及び関係者が連携し、ヤングケアラーにできるだけ早く気づき、必要な支援につなげていくことを共通認識として図っていくことを目的として、ヤングケアラーの社会的認知度、国の動向、本県のヤングケアラー実態調査結果、ヤングケアラー支援ネットワーク会議構成員からの意見を踏まえ、令和3年12月に作成したところである。

その後、国のヤングケアラー支援の方向や、山梨県ヤングケアラー支援計画による施策展開、ガイドラインを主に利用する関係機関（者）の意見などを踏まえ、多くの人に利用してもらえるよう、実態にあわせて改定を行った。

各関係機関（者）からの支援にあたっては、本ガイドラインを参考に、地域、学校等の実情に応じて展開していただきたい。

なお、本ガイドラインは今後のヤングケアラー支援への取り組み状況により、随時見直しを図ることとする。

◇◇ 基本的な考え方 ◇◇

2 ヤングケアラーの定義

(1) 一般的な定義

こども大綱では、ヤングケアラーを「本来おとなが担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども」としている。

また、前述にもあるが、「子ども・若者育成支援推進法」において、ヤングケアラーを国・地方公共団体等による子ども・若者支援の対象として明記される（「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」）

（子ども・若者支援推進法 第二条第七項の変更）

修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。



修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者その他の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

(2) 本ガイドラインにおける定義

本県では、山梨県ヤングケアラー支援計画において次のとおり、ヤングケアラーの定義を定めており、本ガイドラインにおいても同様の定義とするとともに、支援の対象となる子どもについて、下記により示す。

【本ガイドラインにおける定義】

本来大人が担うとされる家事や家族の世話などを日常的に行うことで、子ども自身の権利が守られていない子ども※

※子どもの定義について：子ども子育て支援法における「子ども」の定義：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

ヤングケアラーは年齢や子どもの特性（障害など）、ケアの内容（感情面のサポートなど）によって、短時間でも負担が大きい場合もあることから、支援の必要性の判断は、子ども自身の権利が守られているかを重視する。

また、令和4年度の子ども調査において、自身が「ヤングケアラー」と気づいていないものの、困りごとを抱えている子どもおり、



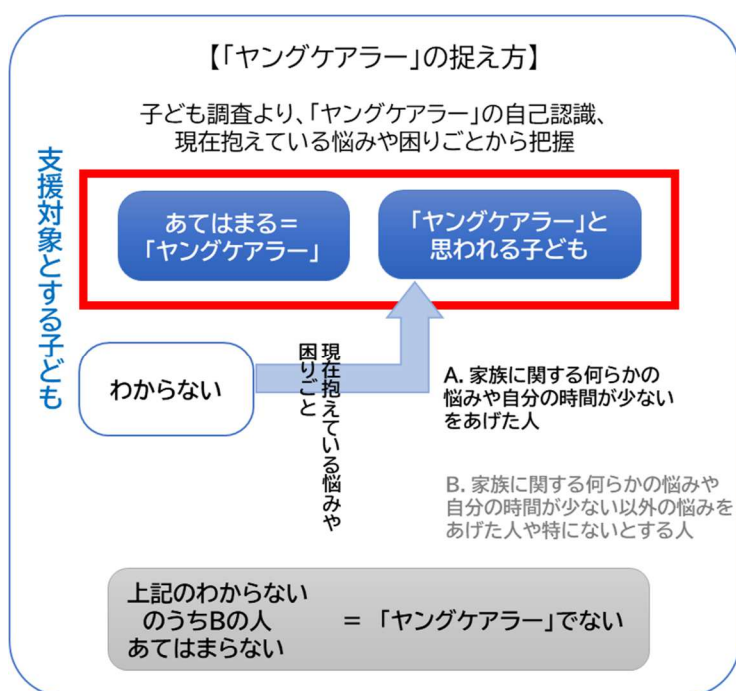
そのような子どもを「ヤングケアラー」と思われる子どもとして支援をしていく必要があることが明らかとなった。

ヤングケアラーは自身を「ヤングケアラー」と気づきにくかったり、自分から「ヤングケアラー」と言いづらい場合も多いため、ここでは「ヤングケアラー」と思われる子ども※についてもヤングケアラーと同様に支援を行うこととする。

※「ヤングケアラー」と思われる子ども

子ども調査において、自身が「ヤングケアラー」に「あてはまる」と回答した子ども及び、「わからない」と回答した子どものうち、「自分と家族との関係のこと」「家族内の人間関係のこと（両親の仲が良くないなど）」「病気や障がいのある家族のこと」「自分のために使える時間が少ない」のいずれか1つ以上選んだ子どもを「ヤングケアラー」と思われる子どもとする。

図表 1 「ヤングケアラー」の捉え方



3 ヤングケアラー支援の必要性

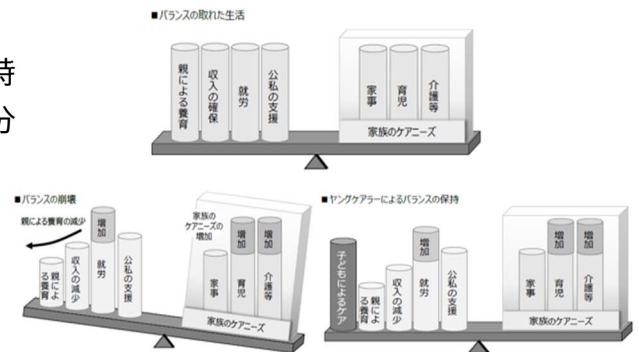
(1) なぜ子どもがケアを担うのか

家庭内において、親の就労や養育・扶養機能と、家事・育児・介護等の家族のケアニーズとのバランスが崩れることで、次のように子どもがケアを担う状態が生じる。

○子どもがケアを担う状態

- ・ 家族が病気や障がい、介護等によるケアの必要性の増加、親の離婚やそれに伴う就労時間の増加などにより養育・扶養機能が不十分になると、家庭機能のバランスが崩れる。
- ・ そのバランスをとるために必要となるサポートを親族等や公的サービスから受けることができない、またはそのサポートが十分でない場合に、子どもが家族のケアニーズを支える側にまわることで、バランスをとる状況が発生。
- ・ 一度この状態になると、バランスを保ち続けるために、子どもがケアを担い続けざるを得ない家族のシステムとなる。

図表 2 ケアのバランス



出典：「令和元年度 ヤングケアラーへの早期対応に関する研究」三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

(2) ヤングケアラーは子どもの権利が守られていない可能性がある

「子どもの権利条約※」の基本的な考え方は、「差別の禁止（差別のないこと）」、「子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）」、「生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）」、「子どもの意見の尊重（子どもが意味のある参加ができること）」で表され、それぞれ、条文にかかっている権利であるとともに、あらゆる子どもの権利の実現を考えるに時にあわせて考えることが大切な、「原則」としてとされている。子どもの権利を守り、実現されるよう、必要な支援を行わなければならない。





ヤングケアラーは、本来大人が担うと想定される家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、自分がやりたいけれどできないことが生じてしまい、本来守られるべき、子ども自身の権利が守られていない可能性がある。

また、ヤングケアラーの問題は家庭内のデリケートな問題であることから表面化しづらく、社会的認知度も低いため、周囲の大人のみならず、子ども自身やその家族でさえも自覚のないまま子どもの権利を侵害している可能性がある。自身が自覚のないままヤングケアラーとなっている子どもの場合、自身の年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことにより、本人の育ちや教育に影響が出ることが社会課題となっている。

（参考）「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」：1989年第44回国連総会で採択、1990年発効、わが国は1994年に批准

子どもの権利条約の4つの原則

子どもの権利条約の基本的な考え方は、次の4つで表されます。それぞれ、条文中書かれている権利であるとともに、あらゆる子どもの権利の実現を考える時に合わせて考えることが大切な、「原則」であるとされています。これらの原則は、日本の子どもに関する基本的な法律である「こども基本法」にも取り入れられています。

- 
2 差別の禁止（差別のないこと）
 すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。
- 
3 子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）
 子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。
- 
6 生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）
 すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。
- 
12 子どもの意見の尊重（子どもが意味のある参加ができること）
 子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

※以前、ユニセフは「子どもの権利条約に定められている権利は大きく分けると4つ（生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利）」との説明をしておりましたが、現在はその説明を使用しておりません。

当サイトにおいても、過去の説明を残すことで、上記「4つの原則」とまぎらわしいこと、また、権利が4つしかないような誤解を招きかねない等の理由から、該当記述を削除いたしました。

※日本ユニセフ協会のHPでは「以前、ユニセフは「子どもの権利条約に定められている権利は大きく分けると4つ（生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利）」と説明しておりましたが、現在はその説明を使用しておりません」と記載されており、本ガイドラインでは、その方針に則ることとする

出典：日本ユニセフ協会 HP [子どもの権利条約の考え方](http://www.unicef.or.jp) | 日本ユニセフ協会 (unicef.or.jp)

読んでみよう！ 「子どもの権利条約」第1～40条 日本ユニセフ協会抄訳

※「子どもの権利条約」は前文と54条の条文から成り立っています。日本ユニセフ協会では具体的な子どもの権利を定めた第1～40条を、わかりやすい抄訳として公開しています。

第1条 【子どもの定義】 18歳になっていないいかなる子どももです。	第2条 【差別の禁止】 すべての子どもは、あらゆる理由で差別される権利をもちません。子どもは、性別、人種、肌の色、言語、宗教、政治的意見、経済状況、身体的障害、社会的出身、その他の理由で差別されず、条約の定めるすべての権利をもちます。	第3条 【子どもの最善の利益】 すべての子どもは、あらゆる理由で差別される権利をもちません。子どもは、性別、人種、肌の色、言語、宗教、政治的意見、経済状況、身体的障害、社会的出身、その他の理由で差別されず、条約の定めるすべての権利をもちます。	第4条 【国の義務】 国は、この条約に書かれた権利を守るために、可能な限りの措置を講ずる責任を負います。
第5条 【親の指導を尊重】 親（保護者）は、子どもの発達に応じて、適切な指導をします。国は、親の指導を尊重します。	第6条 【生きる権利・育つ権利】 すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもちます。	第7条 【名前・国籍をもつ権利】 子どもは、生まれるときに名前（出生届など）を付けなければなりません。子どもは、名前や国籍をもつ権利をもちます。	第8条 【名前・国籍・家族関係が守られる権利】 国は、子どもが、名前や国籍、家族関係など、自分が自分であること、その権利をもち、守られる権利をもちます。
第9条 【親と引き離されない権利】 子どもは、親と引き離されない権利をもちます。子どもは、引き離されなければならない場合に、引き離されることにも同意する必要があります。	第10条 【別々の国にいる親と会える権利】 国は、別々の国にいる親と子どもが会ったり、一緒に暮らし続けるために、届出を出し得るよう配慮をします。親が亡くなった場合、国は、親と会ったり連絡したりすることができ、親と会ったり連絡したりすることができます。	第11条 【よその国に連れさらされない権利】 国は、子どもが別の国へ連れさらされたり、自分の国にも連れさらされたりしないよう配慮をします。	第12条 【意見を表す権利】 子どもは、自由に意見を表す権利をもちます。その意見は、子どもの年齢に応じて、いかなる考慮もされなければなりません。
第13条 【表現の自由】 子どもは、自由な方法でいろいろな情報を得たり伝えたりする権利をもちます。	第14条 【思想・良心・宗教の自由】 子どもは、思想・良心・宗教の自由について権利をもちます。	第15条 【結社・集会の自由】 子どもは、ほかの人と一緒に団体を結ぶ権利をもちます。	第16条 【プライバシー・名誉の保護】 子どもは、自分の名前、住んでいるところ、電話やインターネットのアドレスが守られる権利をもちます。また、他人から罵られる権利をもちません。
第17条 【適切な情報の入手】 子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れる権利をもちます。国は、本、雑誌、テレビ、インターネットなどで、子どもに必要な情報を提供することを確保します。	第18条 【子どもの養育は父母の責任】 子どもを育てる責任は、まずその父母（保護者）にあります。国はその手助けをします。	第19条 【あらゆる暴力からの保護】 国は、子どもがあらゆる暴力から保護される権利をもちます。	第20条 【障害をもちた保護】 国は、障害をもちた子どもが、その障害を克服し得るよう配慮をします。

第21条 【養子縁組】 子どもを養育する場合は、その子どもにとって、もっともよいことと考え、その子どもが新しい（保護者）の国などを選択し、養育を受ける権利をもちます。	第22条 【難民の子ども】 国は、難民の子どもを保護し、養育を受ける権利をもちます。	第23条 【障がいのある子ども】 心やからだに障がいがある子どもは、特別な考慮、自立、社会参加を確保し、必要なサービスを受ける権利をもちます。	第24条 【健康・医療への権利】 子どもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもちます。
第25条 【施設に入っている子ども】 施設に入っている子どもは、その国にいない子どもと同等の権利をもちます。	第26条 【社会保険を受ける権利】 子どもは、互いに助けあう社会に育つ権利をもちます。	第27条 【生活水準の確保】 子どもは、心やからだに十分な生活水準を確保する権利をもちます。	第28条 【教育を受ける権利】 子どもは、教育を受ける権利をもちます。国は、すべての子どもが小学校に行けるよう確保をします。
第29条 【教育の目的】 国は、子どもが自分の持っている権利を最大限に伸ばし、人間や市民としての責任をもち、平和と理解を促進する権利をもちます。	第30条 【少数民族・先住民の子ども】 子どもは、少数民族の子どもや、先住民の子どもとして生まれる権利をもちます。	第31条 【休み、遊ぶ権利】 子どもは、休んだり、遊んだり、文化活動に参加したりする権利をもちます。	第32条 【経済的搾取・有害な労働からの保護】 子どもは、有害な労働や搾取から保護される権利をもちます。
第33条 【麻薬・覚せい剤などからの保護】 国は、子どもが麻薬や覚せい剤などから保護される権利をもちます。	第34条 【性的搾取からの保護】 国は、子どもが性的搾取や性的虐待から保護される権利をもちます。	第35条 【誘拐・売買からの保護】 国は、子どもが誘拐されたり、売買される権利をもちません。	第36条 【あらゆる搾取からの保護】 国は、子どもがあらゆる搾取から保護される権利をもちます。
第37条 【拷問・死刑の禁止】 国は、15歳未満の子どもの拷問や死刑を禁止します。	第38条 【紛争からの保護】 国は、15歳未満の子どもの武装紛争から保護される権利をもちます。	第39条 【災害にあった子どもの回復と社会参加】 国は、災害にあった子どもが、心やからだの回復を受け、社会に参加できるように確保をします。	第40条 【子どもに施す罰則】 国は、15歳未満の子どもの権利を尊重し、社会参加を促進する権利をもちます。

出典：日本ユニセフ協会 HP [CRC.pdf](http://www.unicef.or.jp) (unicef.or.jp)

(3) 支援の必要性

ヤングケアラーの支援として、ケアをする可能性が高い子どもに対しても早い段階からサポートを行うことで、子どもがケアを日常的に担う状況に陥らないようにする視点が重要である。

また、家族をケアすること自体は悪いことではないが、「子ども自身の権利」が守られていない子どもについては、その子どもの権利を守るために子どもらしく生きる権利を回復し、子どもが自身の持つ能力を最大限発揮できるように支援を行っていくことが必要である。

ヤングケアラーは、大人になってから仕事がうまくいかない、友人関係が築けない、周囲を頼れないなどの課題を抱え込んでしまうケースもあり、周囲の大人が手を差し伸べることで、他者から助けられる経験を重ねることが将来のためにも重要である。

ヤングケアラーの支援にあたっては、ヤングケアラーについて地域や子どもが理解する機会を持つこと、また、家庭状況が様々な経過から複合的な背景により成り立っているため、関係機関の連携（情報共有・支援）が必要である。

4 本県におけるヤングケアラーの実態

【ヤングケアラー実態調査（令和4年度及び令和5年度）による現状と課題】

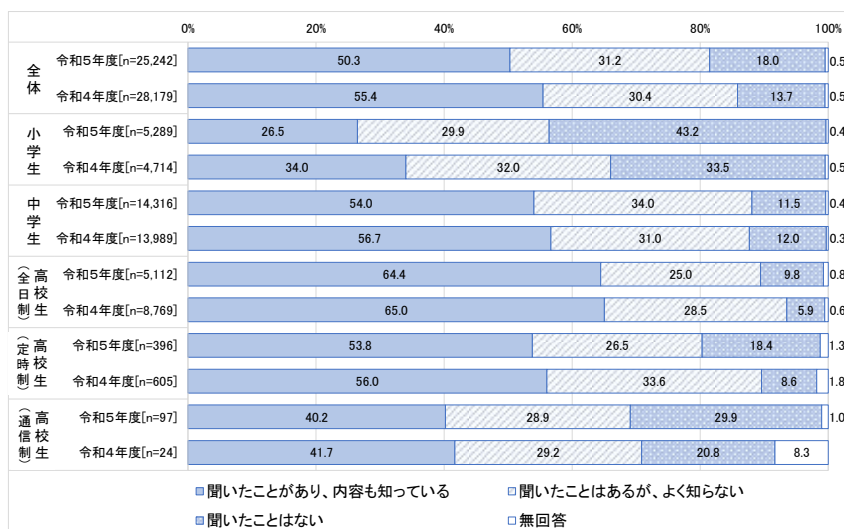
○ヤングケアラーの認知度

約8割の子どもが、「ヤングケアラー」という言葉を聞いたことがあると回答している一方、内容も知っているとは回答した子どもは5割程度にとどまり、特に、小学生（令和5年度）は2.5割と前年度に比べて認知度が低下している。

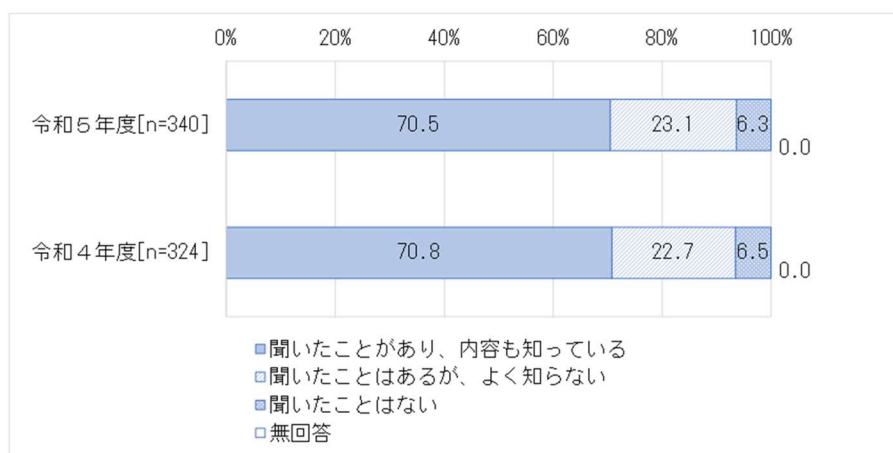
県政モニター調査において、「ヤングケアラー」という言葉を聞いたことがあり、内容も知っているとは回答した県民は7割と、前年度と同割合となっている。

図表 3 ヤングケアラーの認知度

<子ども調査>



<県民調査>

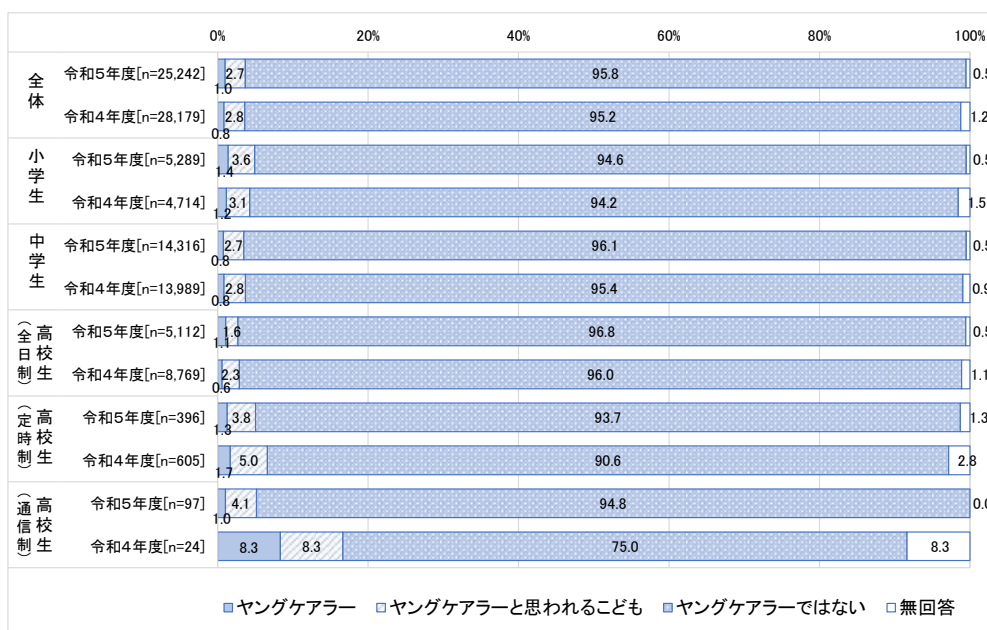


○ヤングケアラー（「ヤングケアラー」と思われる子どもも含む）の存在

自分が「ヤングケアラー」であると回答した子ども（以降「ヤングケアラー」という）の割合は約1%程度となっている。ヤングケアラーと「ヤングケアラー」と思われる子ども※の合計は4%弱と令和4年度、5年度ともおおむね同割合であった。

※「ヤングケアラーと思われる子ども」：自分がヤングケアラーであるか「わからない」と回答した子どものうち、現在悩んだり困っていることとして、「自分と家族との関係のこと」「家族内の人間関係のこと（両親の仲が良くないなど）」「病気や障がいのある家族のこと」「家族の通訳のこと」「自分のために使える時間が少ない」のいずれか1つ以上を選んだ子ども

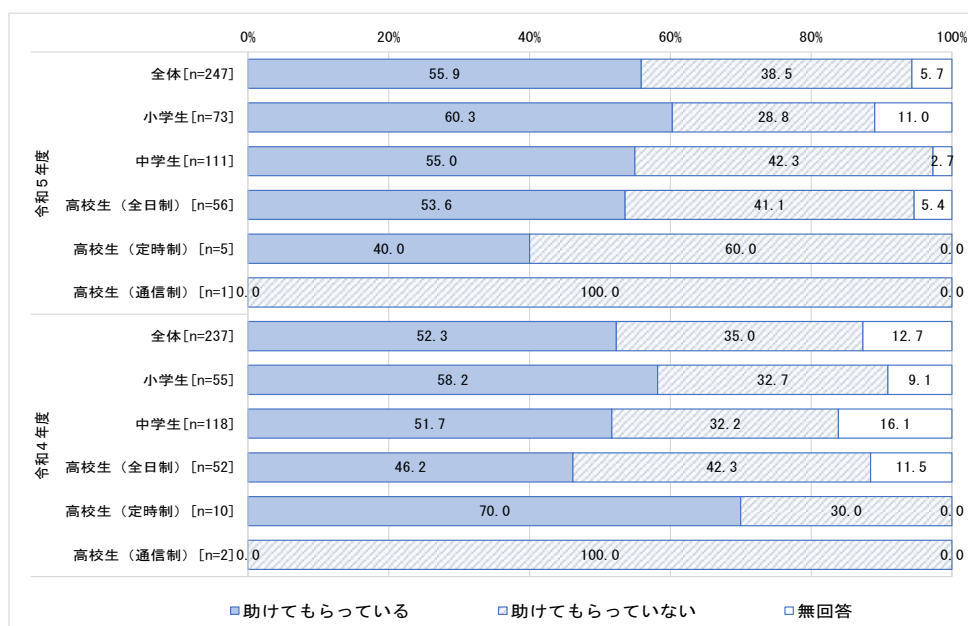
図表 4 ヤングケアラーや「ヤングケアラー」と思われる子どもの存在



○ヤングケアラーが家事や家族のお世話を他の人に助けてもらっているか

ヤングケアラーの半数以上が、家事や家族のお世話をすることを、他の人（ヘルパー、親せき、近所の人、友人）に助けてもらっていると回答しており、令和4年度に比べて、約4ポイント増加している。

図表 5 ヤングケアラーが家事や家族のお世話を他の人に助けてもらっているか

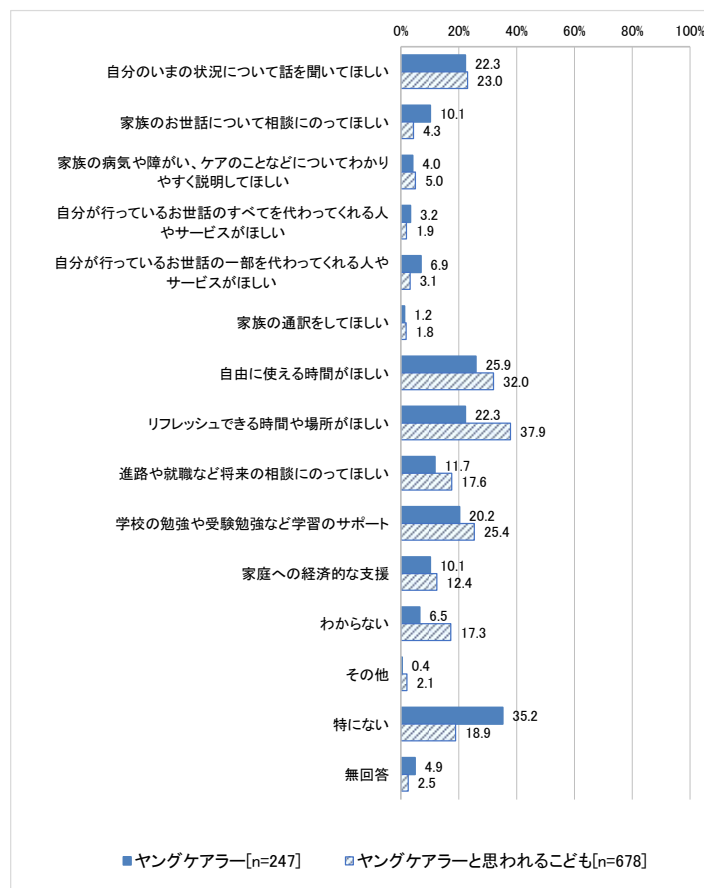


○ヤングケアラーや「ヤングケアラー」と思われる子どもの周りの大人に助けてほしいこと、必要な支援

ヤングケアラーは「特にない」が3.5割と最も高く、それ以外では、「自由に使える時間がほしい」「リフレッシュできる時間や場所がほしい」「自分のいまの状況について話を聞いてほしい」「学校の勉強や受験勉強など学習のサポート」が上位にあがっている。

一方、「ヤングケアラー」と思われる子どもは、「自由に使える時間がほしい」「リフレッシュできる時間や場所がほしい」「自分のいまの状況について話を聞いてほしい」「学校の勉強や受験勉強など学習のサポート」と、ヤングケアラーと同様の項目が上位にあがっているが、ヤングケアラーに比べて割合が高い。また、「わからない」という回答もヤングケアラーに比べて高い。

図表 6 ヤングケアラーや「ヤングケアラー」と思われる子どもの周りの大人に助けてほしいこと、必要な支援
(複数回答)



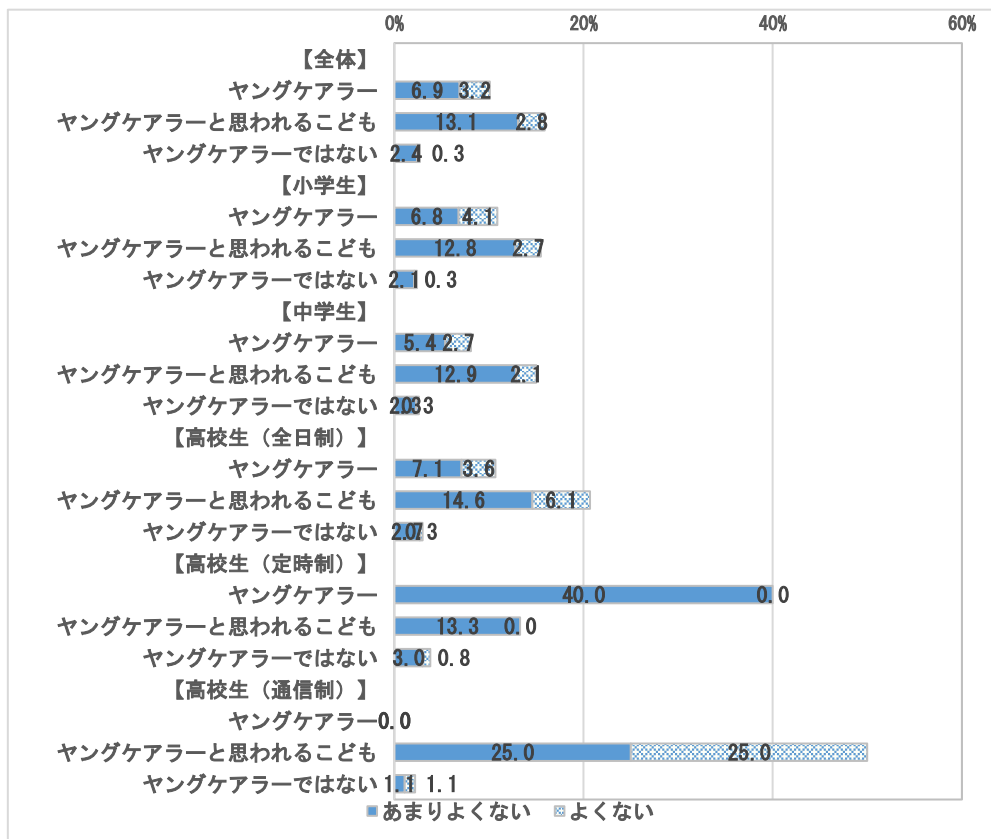
【実態調査における子どもの声の一例】

- ・小さい頃から病気の母のメンタルケアをしていて辛かった。今も家族の愚痴を聞かされて辛い
- ・自分についての悩みを聞いてほしい
- ・人とちょっと違うとからかったり、いじめたり、無視したり、普通の人より弱いという印象をつけたりするのをやめてほしい
- ・助けを求めた時、「気にし過ぎ」「お前が思っているだけだろ」と決めつけないでほしい
- ・相談するのが怖い、しづらい
- ・自由に何でもできる時間、一人の時間がほしい

○自身の健康で「あまりよくない」「よくない」と回答した子ども

自身の健康について、ヤングケアラーの自認状況でみると、ヤングケアラーと思われる子どもは「あまりよくない」「よくない」の割合が全体的に高い。

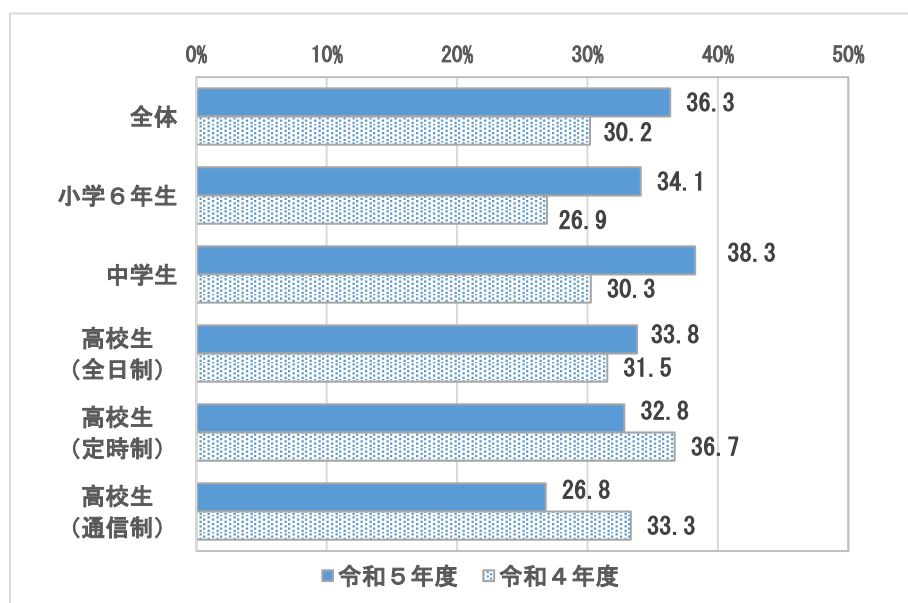
図表 7 自身の健康状態（「あまりよくない」「よくない」と回答した人のみ）



○学校で大人に相談したことがある割合

学校で大人に相談したことがあると回答したのは約 3.5 割で令和4年度に比べて約6ポイント高くなっている。

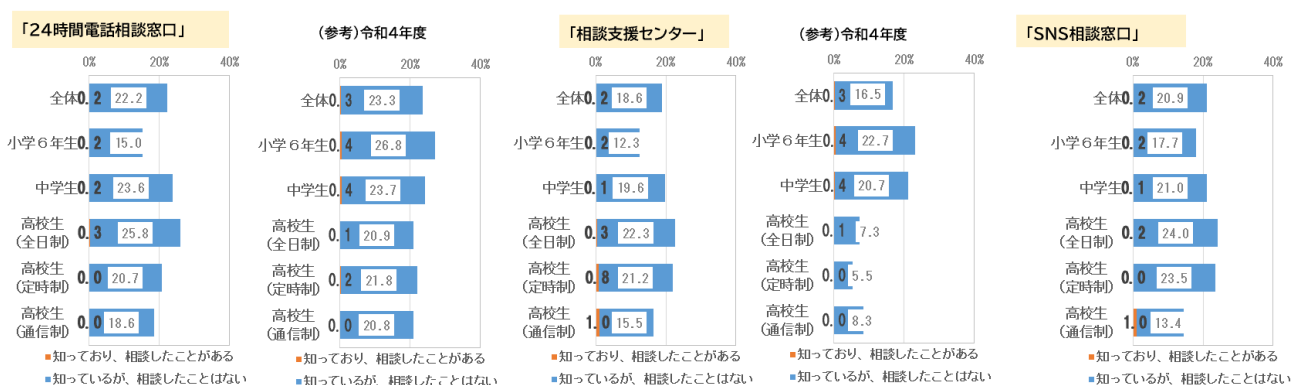
図表 8 学校で大人に相談したことがある割合（「相談したことがある」と回答した人のみ）



○相談窓口等の利用状況

各種相談窓口の認知度は約 2 割程度に留まっており、利用状況もいずれも 1 %未満と低い。

図表 9 相談窓口等の利用状況



○支援者の状況

令和4年度「ヤングケアラー」の実態に関する調査から、養護教諭や子どもの居場所運営事業者の「ヤングケアラー」への関わりは2割程度となっており、支援ガイドラインを読んだことがある人は、いずれの職種でも半数以上であるが、アセスメントシートの活用は1割前後にとどまっている。また、学校での支援者、子どもの居場所運営事業者ともに、多職種が交流できる場の他、連携強化やそのための研修の充実を求める声が多い。

◇◇ ヤングケアラーへの気づき・支援の方法 ◇◇

5 ヤングケアラーの支援の流れ

■ 自身の気づき（困りごととはまず相談を）

子ども本人が悩み事や困り感があれば、気軽に相談できる先や手段を複数設け、子ども本人が悩み事や相談をしたい相手や手段を選べるようにしておくことが重要である。

■ 気づき ～ つなぐ

（気になる子どもがいたら相談を そしてヤングケアラー・コーディネーターにつなぐ）

県民、地域の民生委員や児童委員の他、ケアマネジャーやMSWなどさまざまな専門職や支援機関（者）、SSWやSCを含む学校等は、気になる子どもがいたら、まずは市町村ヤングケアラー支援担当課（以下「支援担当課」という。各市町村の担当課はp33 参照）やヤングケアラー・コーディネーター（以下「コーディネーター」という。ヤングケアラー・コーディネーターは p15 参照）に相談をすることとし、気づいた人（機関）が単独で対応せず、支援担当課やコーディネーターと協議をしながら、情報収集や本人や家族へのアプローチなど今後の対応等について一緒に検討を行う。

■ つなぐ ～ 支援へ

（ヤングケアラーなど気になる子どもの相談や対応は支援担当課やコーディネーターへ集約）

（支援担当課やコーディネーターがアセスメント、子どもや家族の意向を確認）

ヤングケアラーへの対応は、本人や家族の状況を確認したり、本人だけでなく家族全体の支援を検討する必要があるため、相談先・手段を複数にするが、その情報は支援担当課やコーディネーターに集約することが望ましい。前述にもあるが、関係機関間での情報共有の際には、個人情報共有など取り扱いに十分配慮されたい。

ヤングケアラーへの支援の検討を行うためには、適切なアセスメントが重要であり、コーディネーターを中心に行うことが期待される。加えて、その際には、子どもや家族の意向の確認が重要である。

アセスメント後は、子どもや家族の意向を踏まえ、支援の方向性など、関係機関等と調整をしながら検討を行う。

■ 地域全体で支援を

（ヤングケアラー応援プランをもとに関係機関や地域全体でヤングケアラーを支援）

ヤングケアラーへの支援の方向性が決まれば、「ヤングケアラー応援プラン」を本人や家族と一緒に検討を行う。「ヤングケアラー応援プラン」の目的などもヤングケアラーや家族にわかりやすく説明をすることが重要である。

また、「ヤングケアラー応援プラン」はヤングケアラーだけでなく、保護者にも理解をしてもらったうえで作成を進めていく必要がある。

作成した「ヤングケアラー応援プラン」に基づき、それぞれの支援機関（者）が個別計画

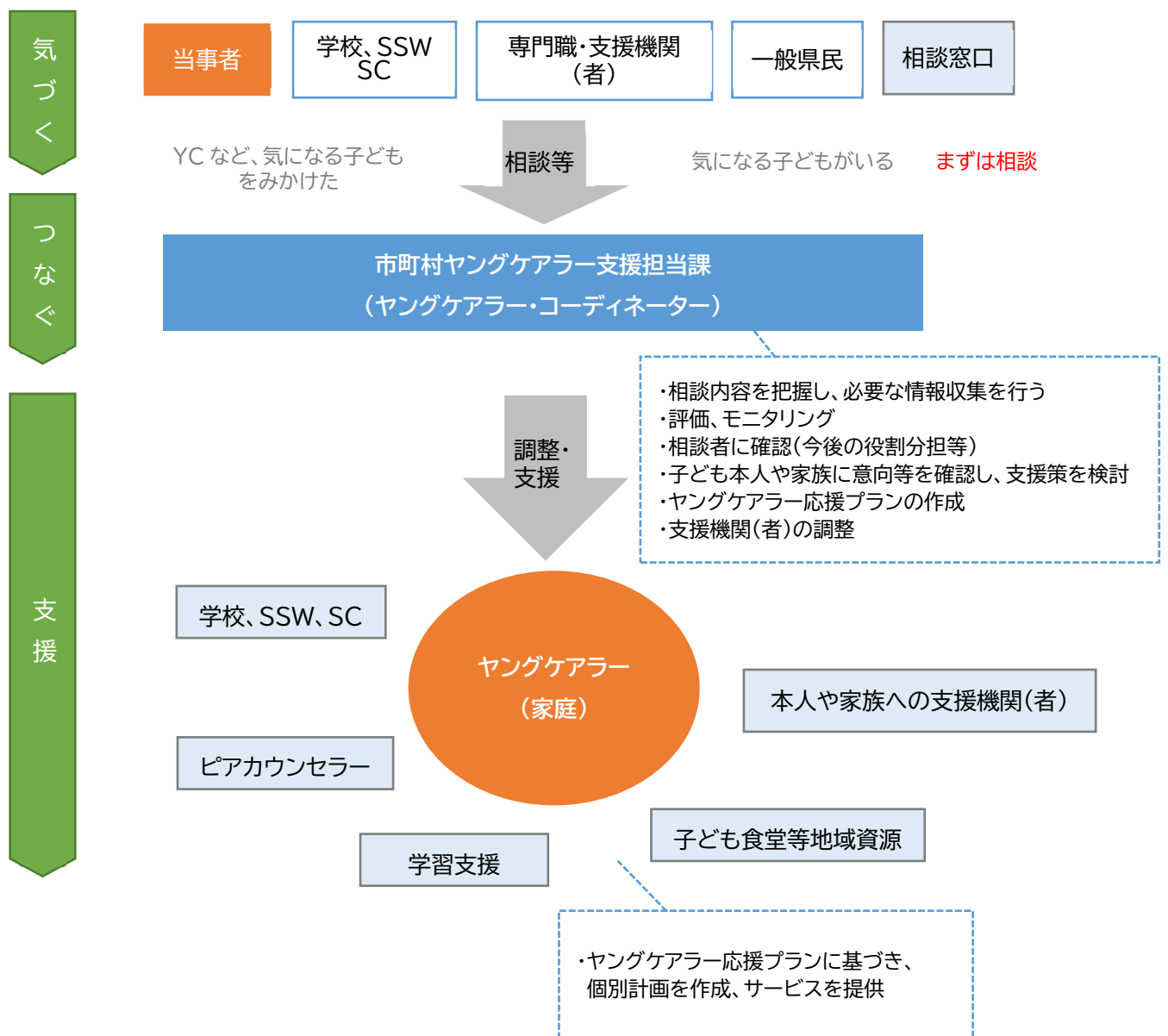
等を作成し、具体的な支援を行う。

なお、場合によっては、具体的なサービス利用等につながらないことも考えられるが、ヤングケアラーの気持ちに寄り添いながら、進めていくことが重要である。

(ヤングケアラー応援プランは適宜見直しを)

「ヤングケアラー応援プラン」は見直しの時期を決め、振り返りを行いながら支援の検討を進めていくことが望まれる。見直しの時期としては、3か月～6か月程度が基本となるが、ヤングケアラーと相談をしながら決めていくことが重要である。

図表 10 ヤングケアラーの支援の流れ (イメージ図)



6 ヤングケアラー・コーディネーターの役割

【ヤングケアラー・コーディネーターの必要性】

ヤングケアラーの支援にあたっては、本人のみならず、その家族を含めた支援を行う必要がある。このため、支援にあたっては、ヤングケアラーのみならずその家族を含めた家族全体の支援マネジメントを行い、ワンストップ窓口の役割を担い、関係機関（者）や相談支援拠点間の連携にあたり、パイプ役となりうる、ヤングケアラー・コーディネーター（以下、「コーディネーター」という。）の配置が必要である。

【本県におけるヤングケアラー・コーディネーターの在り方について】

本県におけるコーディネーターの在り方について、定義、要件、役割、配置場所・方法について、以下により示すこととする。

（コーディネーターの定義）

ヤングケアラーに気づき・把握した場合に、家庭の状況に応じ、適切なサービスにつなげられるよう、地域内において、学校や市町村、民間事業者、相談窓口等の関係機関（者）が連携して相談・支援、適切な機関へのつなぎを行う役割を担う者

（コーディネーターの要件）

ヤングケアラーとその家族への支援を行う上で、関係機関（者）のコーディネートを行う能力を有していると認められる者（資格の有無は問わないが、原則として、「山梨県ヤングケアラー・コーディネーター養成講座」を修了した者）

（コーディネーターに求める役割）※以下は例示

- ・関係機関（者）等からのヤングケアラーとその家族に関する相談への支援と助言
- ・ヤングケアラーとその家族への必要なサービス提供にあたり、学校と地域内の関係機関（者）をつなぐ、または地域内の関係機関（者）同士をつなぐ役割
- ・ヤングケアラーへの気づき、ヤングケアラーとその家族からの直接相談を受け、必要な関係機関（者）につなぐ役割
- ・支援担当課と連携し、必要な関係機関（者）につなぐ役割
- ・地域内のヤングケアラーとその家族への支援者向けの研修の実施、支援を行える資源団体等の育成、支援機関とのネットワークづくり

（コーディネーターの配置場所・方法）

- ・各市町村が、行政機関内または法人格を有する民間事業者や団体に業務委託等を行い、配置する。

（本県では、さまざまな関係機関（者）において、気になる子どもや家庭がいたら、まずは支援担当課に相談することを前章で示している。このため、コーディネーターについても、市町村など地域内において、連携した支援ができるよう、地域単位に配置していくこととして整理。）

- ・配置場所の数は問わない。

- ・地域の実情に応じて、市町村の枠を超えて圏域で配置することも可能。
- ※配置場所の例：支援担当課、子ども家庭総合支援センター、民間事業者（市町村単独や圏域での委託も可能）
- ・コーディネーターは、地域の実情に応じて、専従または兼務として配置する。（本来業務があった上で、兼務として従事することも可能）

7 ヤングケアラーと思われる子どもへの気づき

(1) ヤングケアラーに気づくこと

家事や家族の世話の多くは家庭内で行われるため、子どもがお世話を担っているかについて、家族以外が把握することは容易ではない。

本県が実施したヤングケアラー実態調査において、自分がヤングケアラーであることを自覚している子どもの割合は令和4年、5年度調査とも1%程度にとどまっており、ヤングケアラーであることを自分で認識することは難しい状況である。一方、「自身がヤングケアラーかわからないが、家族等のことでの悩みや自分の使える時間のことで困りごとのがあると回答した」「ヤングケアラー」と思われる子どもは2～3%程度おり、周囲の大人がヤングケアラーの存在に気づくことが重要である。

一方、第三者が気づくことができる様子や状況の例もあるため、学校、福祉、介護、医療等の関係者がこれを認識することで、少しでも多くのヤングケアラーに気づき、相談や支援につなぐことが可能となる。

そのため、下記に示す項目はp18～19に示しているアセスメント項目のうち、外見的に周囲の人から気づきやすい項目をあげており、このような項目を参考に、子どもやその家族を見直すことが必要である。

図表 11 子どもの様子から見た「ヤングケアラーの可能性」

<ul style="list-style-type: none">・必要な病院に通院・受診できない、服薬できていない・精神的な不安定さがある・給食時に過食傾向がみられる(通常のおかわりとは異なるおかわりとは異なる様子が見受けられる)・欠席が多い、不登校・遅刻や早退が多い・保健室で過ごしていることが多い	<ul style="list-style-type: none">・幼稚園や保育園に通園していない・生活のために(家庭の事情により)就職している・生活のために(家庭の事情により)アルバイトをしている・家族の介助をしている姿を見かけることがある・家族の付き添いをしている姿を見かけることがある・幼いきょうだいの送迎をしている姿をみかける
---	---

※アセスメントシートで★がついた項目を抜粋

(2) アセスメントの必要性、アセスメントシートの活用方法

【アセスメントの必要性】

子どもや家族の状況から、ヤングケアラーであることに気づくためには、前述した点に留意する中で、状況を把握するためにもアセスメントの実施が重要である。令和元年度に国が示した「ヤングケアラーの早期発見・ニーズに関するガイドライン案」において、図表12に示すように、支援を必要としているヤングケアラーに少しでも多く気づけるためには、子ども自身や学校、その他、多様な関係機関の理解・協力が必要であり、アセスメントシートの活用や展開が望まれる。

特に、学校は子どもが多く時間を過ごす場所であり、子どもの様子がわかることから、チェックする視点の可視化や共有化することは、要対協が行うヤングケアラーに関する情報収集等も効果的にできるため、学校の先生と一緒にアセスメントを行える体制・連携が期待される。同様に、家族が福祉サービス等を受けている場合など、福祉、介護、医療等の機関からの情報収集を行ったアセスメントも有効と示唆している。

このことから、本ガイドラインにおいても、アセスメントの実施にあたっては、多様な視点からヤングケアラーを把握するため、学校、福祉、障害、医療等の情報共有が可能なアセスメントシートを活用して実施することを適切な手法として提案する。

ヤングケアラーと接する可能性がある場面は、要対協のみならず、学校や福祉、医療など多方面に及ぶと考えられるため、ヤングケアラーへの気づきを促すためにも、本県では、「ヤングケアラー」早期発見のためのアセスメントシート（山梨県）の活用を共通様式として示すこととする。（資料等に掲載）

図表 12 多様な視点からヤングケアラーを把握する



出典：「令和元年度 ヤングケアラーへの早期対応に関する研究」
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

【アセスメントシートの活用方法】

●アセスメントの視点

ヤングケアラーへの支援は、国のガイドラインでも示しているように、「子ども自身と問題やニーズを共有し、どうしていくかを一緒に考え、解決していく」ものであり、家族の状況や家族の中での子どもの役割や様子だけでなく、「子ども自身がこの状況をどう思っているか」、「どうしたいと思っているか」といった子どもの想いや希望もきちんと把握し、アセスメントの視点に位置付けることが重要である。

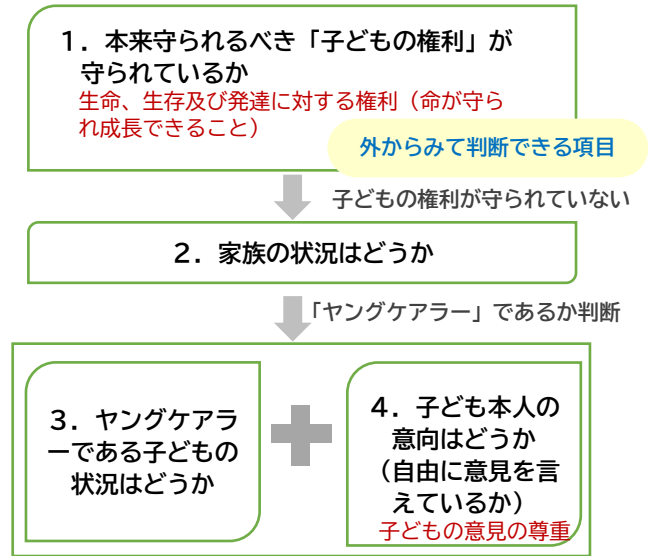
● アセスメントの流れ

アセスメントは右図の4つの視点で順にアセスメントシートを活用して確認していく。

本アセスメントシートは、いずれの機関の支援者であっても使用可能な標準様式としている。

アセスメントの実施にあたっては、まず、子ども本人の基本情報として、身長体重など体の状況や、学校の出欠、成績など学校の状況を把握しておく。

図表 13 アセスメントの流れ



1. 本来守られるべき「子どもの権利」が守られているか

「生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）」として、「すべての子どもの命が守られ、持って生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されているか」の点に着目し確認をしていく。

子どもの権利が守られていない侵害されている場合、ヤングケアラーに該当する可能性が高いことから、これらに該当する項目がある場合には、「ヤングケアラー」という視点で改めて子どもや家庭の状況を確認していただきたい。

特に★がついている項目が該当した場合、ヤングケアラーである可能性が高い。

図表 14 「子どもの権利」に関するアセスメント項目

① 命を守られ成長できる

<input type="checkbox"/> 必要な病院に通院・受診できない、服薬できていない ★	
<input type="checkbox"/> 精神的な不安定さがある ★	
<input type="checkbox"/> 給食時に過食傾向がみられる（通常のおかわりとは異なる様子が見受けられる）★	
（その他の気になる点）	
<input type="checkbox"/> 表情が乏しい	<input type="checkbox"/> 家族に関する不安や悩みを口にしている
<input type="checkbox"/> 将来に対する不安や悩みを口にしている	<input type="checkbox"/> 極端に痩せている、痩せてきた
<input type="checkbox"/> 極端に太っている、太ってきた	<input type="checkbox"/> 生活リズムが整っていない
<input type="checkbox"/> 身だしなみが整っていないことが多い（季節に合わない服装をしている）	
<input type="checkbox"/> 予防接種を受けていない	<input type="checkbox"/> 虫歯が多い

② 教育を受ける

- 欠席が多い、不登校 ★
- 遅刻や早退が多い ★
- 保健室で過ごしていることが多い ★
- 学校に行っているべき時間に、学校以外で姿を見かけることがある ★

(その他の気になる点)

- 授業中の集中力が欠けている、居眠りしていることが多い
- 学力が低下している
- 保護者の承諾が必要な書類等の提出遅れや提出忘れが多い
- 学校(部活含む)に必要なものを用意してもらえない
- お弁当を持ってこない、コンビニ等で買ったパンやおにぎりを持ってこることが多い
- 部活に入っていない、部活の早退や休みが多い
- 修学旅行や宿泊行事等を欠席する
- 校納金が遅れる。未払い
- クラスメイトとのかかわりが薄い、ひとりていることが多い
- 高校進学をあきらめている。高校に在籍していない

③ 生活への支援を受ける

- 幼稚園や保育園に通園していない ★
- 生活のために(家庭の事情により)就職している ★
- 生活のために(家庭の事情により)アルバイトをしている ★
- 家族の介助をしている姿を見かけることがある ★
- 家族の付き添いをしている姿を見かけることがある ★
- 幼いきょうだいの送迎をしている姿をみかける ★

(その他の気になる点)

- 子どもだけの姿をよく見かける
- 年齢と比べて情緒的成熟度が高い
- ともだちと遊んでいる姿をあまり見かけない
- 家事一般を行っている

2. 家族の状況はどうか

(主にはヤングケアラー・コーディネーター等が情報収集や判断を行う)

1. において、「子ども自身の権利が守られていない状況」が見られる場合には、「家族構成(同居している家族)」、「サポートが必要な家族の有無」、「子どもが行っている家族等へのサポートの内容」からヤングケアラーに該当するか判断する。

①家族構成(同居している家族)

- | | | |
|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 母親(養母・継母) | <input type="checkbox"/> 父親(養父・継父) | <input type="checkbox"/> 祖母(母方・父方) |
| <input type="checkbox"/> 祖父(母方・父方) | <input type="checkbox"/> きょうだい()人 | <input type="checkbox"/> その他() |

②サポートが必要な家族の有無

- | | |
|-------------------------------|-----------------------------|
| <input type="checkbox"/> 特にない | <input type="checkbox"/> いる |
|-------------------------------|-----------------------------|

③サポートの内容

<input type="checkbox"/> 身体的な介護	<input type="checkbox"/> 生活費の援助
<input type="checkbox"/> 感情面のサポート	<input type="checkbox"/> 通院や外出時の同行
<input type="checkbox"/> きょうだいの世話	<input type="checkbox"/> 金銭管理や事務手続き
<input type="checkbox"/> 家事	<input type="checkbox"/> 服薬管理・投与
<input type="checkbox"/> 通訳(日本語・手話)	<input type="checkbox"/> その他()

3. ヤングケアラーである子どもの状況はどうか

(主にはヤングケアラー・コーディネーター等が情報収集や判断を行う)

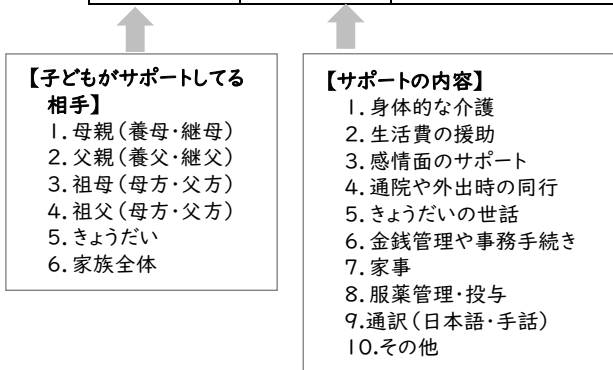
「ヤングケアラーである」ことが確認された場合に、どのような支援が必要か検討するために、「子どもがサポートしている相手」、「サポートしている相手別のサポートの内容」、「サービス利用の有無(導入されているサービス)」、「子ども自身がサポートに費やしている時間」、「家庭内に子ども本人以外にサポートする人がいるか」を確認する。

子どもの具体的な生活スケジュールについては、シートの裏面にある「1週間の生活スケジュール」により把握することにより、子どもが、自身の能力で対応できる、責任のそれほど重くないサポートを行っている場合でも、サポートに費やす長さによっては子どもの生活が制限される「過度なケア」となっていることが気づきのきっかけともなる。

これらの状況から、家庭内に子ども本人以外に「家事や家族の世話」を担える人がいるか、担う内容を増やせる余地があるか、公的サービスの利用の必要性などの検討を行うとともに、既に福祉サービス等によるサポートが入っている場合においても、子どもが「過度なケア」を担っている場合、サービスの見直しの検討を行う必要がある。

図表 15 子どもの状況に関するアセスメント項目

①子どもがサポートしている相手	②サポートの内容	③サービス利用の有無(導入されているサービス)	④子ども自身がサポートに費やしている時間			⑤家庭内に子ども本人以外にサポートする人の有無(誰か)
			平日	休日	1週間の合計	
		無・有()	早朝 <input type="checkbox"/>	早朝 <input type="checkbox"/>	— 時間程度	無・有()
		無・有()	午前 <input type="checkbox"/>	午前 <input type="checkbox"/>		無・有()
		無・有()	午後 <input type="checkbox"/>	午後 <input type="checkbox"/>		無・有()
		無・有()	夜間 <input type="checkbox"/>	夜間 <input type="checkbox"/>		無・有()
		無・有()	深夜 <input type="checkbox"/>	深夜 <input type="checkbox"/>		無・有()



4. 子ども本人の意向はどうか（自由に意見を言えているか）

ヤングケアラーの支援においては、子どもにとってどのような状況が望ましいかについて、子どもと一緒に考え、子ども自身の理解・納得を得ながら、支援につなげていくことが重要である。その際には、自身のことを考えたり、考えるため必要な情報提供や説明が行われていることも求められる。

そのため、ここでは、「子ども自身が『ヤングケアラー』であることを認識しているか」、「家族の世話やサポートをしていることについて、誰かに話せているか」、「子ども本人が相談できる、理解してくれていると思える相手がいるか」、「子ども本人がどうしたいと思っているか自分の意見や考えを聞いてもらえているか、これからどうしたいと思っているか、自身のことを決めるために必要な情報（説明）が得られているか」など、子どもの思いや希望を丁寧に聞き取っていただきたい。

子ども自身がヤングケアラーであることを認識していない場合や、家族のお世話をすることにやりがいを感じている場合など、子ども本人の思いや希望を汲み取り、必要な支援につなげることを心掛けていただきたい。

①子ども自身が「ヤングケアラー」であることを認識しているか

認識している 認識していない わからない

②家族の状況やサポートをしていることについて、誰かに話せているか

話せている → 誰に（ ）
 話せていない

③子ども本人が相談できる、理解してくれていると思える相手がいるか

いる → 誰に（ ）
 いない

④子ども本人がどうしたいと思っているか（思い・希望）

自分の意見や考えを聞いてもらっているか

自身のことを決めるために必要な情報（説明）が得られているか

これからどうしたいと思っているか

(3) アセスメントシートの活用にあたっての留意点

本アセスメントシートは、「子ども自身の権利」が守られているかを出発点として、子どもの状況を確認するためのツールとして活用するが、アセスメントシートのみでは状況把握が難しい場合もあり、適宜既存のツールと併用して活用することを推奨する。

子どもの状況を把握し、子ども及び家庭への支援の必要性を確認するツールとしても活用されたい。

当該支援機関のみでは、子どもの状況の把握が難しい場合、必要に応じて、他の関係機関等から情報収集を行い、アセスメントを実施されたい。

8 つなぎから支援へ

(1) アセスメントの結果に基づく支援の必要性の判断と支援方針の検討

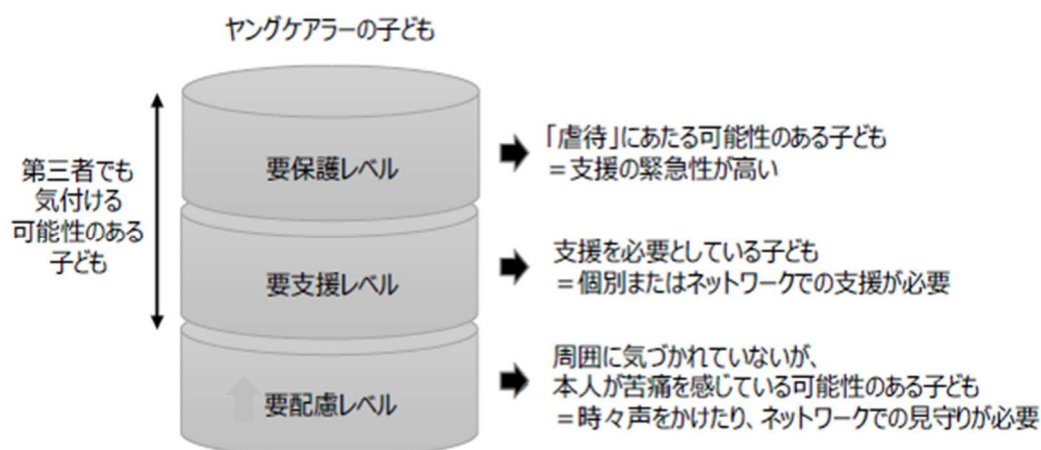
子どものどのような権利が侵害されているか、それをどのような状況に変えていくかについて、子どもの置かれている状況や、子どもの意向・希望を聞きながら一緒に考え、支援の方針を確認する。(図表 16 を参考に対応し、それぞれの支援機関から関係機関につなぐ)

権利が侵害されていたことによる子ども自身への影響についても確認し、子どもに対する支援の必要性についても検討する必要がある。

ヤングケアラーへの支援は、子どもの権利を回復するための支援ではあるが、「本来担うべき大人が担えていない」ことが課題であるため、家事援助サービスや訪問看護といった障害者福祉や高齢者福祉などのサービスにつないでいくことが必要であり、児童福祉に限定されない多様な機関との連携が不可欠である。

また、令和6年度より設置される、「各市町村の子ども家庭センター」で作成される「サポートプラン」と連携・調整を図り、支援方針を検討することが重要である。

図表 16 支援の必要性・緊急性の判断



出典：「令和元年度 ヤングケアラーへの早期対応に関する研究」三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

(2) 支援方針にもとづく、「ヤングケアラー応援プラン」や個別計画の作成

(1) の支援方針に基づき、子どもの意向を聞きながら、「ヤングケアラー応援プラン」を作成し、「サポートプラン」と同様に作成後は子ども等に手交することがのぞましい。

また、「ヤングケアラー応援プラン」にもとづき、各サービスごとに個別計画を作成し、具体的な支援を提供されたい。

9 ヤングケアラーの支援における留意点

(1) ヤングケアラーに接する際に配慮すべき内容

①「ヤングケアラー」であることを、多くの子どもやその家族等が認識していない

- ・支援の必要性を認識していない場合には、外部の人や機関が家庭内の事情に関わることに抵抗感を持つことともあり、簡単に支援につなぐことができない。
- ・子ども自身が自分の状況を理解し、支援を受けることを納得できるよう、向き合うことから始める必要がある。
- ・外部機関が家庭に関わることで、子ども自身が「話さなければよかった」と思わせてしまうことのないよう十分留意する。

②ケアを担っていることを否定しない

- ・ヤングケアラーは、自分がケアすることが当たり前だと思っていたり、周りからの期待に応えるためにケアを行っていたりする場合もあることから、ケアを行っていること自体を否定したり、逆にそこを過度に評価しない。
- ・本人の状況を認めた上で、いつでも SOS を出してもよいこと、自分の人生を生きてもいいことを適切に伝え、他の選択肢もあることを示すことが重要である。

③ヤングケアラーであることを公にしてほしくないケースに対する配慮

- ・支援を受けることの必要性は理解・納得していても、支援を受けることへの抵抗感や恥ずかしさを感じる子どもも存在する。
- ・ヤングケアラーの場合、支援が必要である（支援を受けなくてはいけない）家庭環境を周囲に知られたくない子どもも存在する。
- ・ヤングケアラーへの相談対応や支援にあたっては、子ども自身やその家族が周囲から偏見をもたれないよう十分な配慮が必要である。

④ヤングケアラーを子ども扱いしない

- ・周囲の大人は、子どもだからまだ知らなくてもよい、心配させたくないから言わないでおこうと考え、ヤングケアラーに家族の障害や病気などを教えることを控えることがある。ヤングケアラーは家族のケアを担っている分、同年齢の子どもと比べて責任感や自分で理解する力を持っており、家族の状況をわかりやすく伝えるなど必要な情報を伝えてあげることが重要である。
- ・また、家族の病状のみならず、利用できる福祉サービスなどの子どもが知らない情報を提供することで、ヤングケアラーの負担軽減につながる可能性もあることから、情報提供することも重要である。

⑤子どもに対するメンタル面でのサポートが必要

- ・ヤングケアラーと接する際は、「家族の状況やケアしていることについて、誰かに話せているか」や「本人が相談できる、理解してくれると思える相手が近くにいるか」を確認する。
- ・ヤングケアラーは、支援を受けることにより、子どもとしての権利が守られるようになる一方で、ケアから解放されたり、ケアを軽減されたりすることに対する罪悪感を抱くことも多い。
- ・ケア対象者のケアが必要でなくなった後、その喪失感や無力感などから、本来抱いていた将来への夢や希望などを見失ってしまう場合もある。
- ・ヤングケアラーがケアから解放された後、自身の将来を考え、自分の人生を歩むことができるよう、一緒に考えたり、助言したりしてくれる存在が重要である。
- ・また、ヤングケアラーは支援を受けることよりも、自分の今の状況を知ってもらいたいと考えているケースも多く、子どもの話に耳を傾けることも重要である。

⑥子ども自身を必要な支援につなぐことも必要

- ・家族等へのサービスの提供による子どものケアの解消や軽減だけでなく、子ども自身に支援が必要な場合、関係機関につなぐ必要がある。

⑦「家族調整」が必要

- ・ヤングケアラーがいる家庭は、子どもがお世話をすることで、その家庭のバランスが取れている状態で、ヤングケアラーが抜けられない家族システムとなっており、ヤングケアラーの支援においては、その家族システムの調整が必要である。
- ・ヤングケアラー自身が家族に知られたくないと思っているケースもあり、家族に対する直接的なアプローチが難しい場合もあり、ヤングケアラーが担っているケアをサービスにつなぐためには、ケアを受けている側の理解と納得も必要である。

(2) ケアを担う可能性が高い子どもへの早い段階での気づき

ヤングケアラーの支援では、現在ケアを担っている子どもに重点が置かれているが、突然家族にケアが必要な状況になり、子どもがそのケアを担うことになる可能性も考えられる。このため支援者（機関）は、ケアが必要な家族へのサービス提供等にあたっては、家族全体の状況を考慮し、ケアを担う可能性が高い子どもに早い段階で気づき、サービスやサポートの手立てを行うことで、ケアを担う可能性の高い子どもが日常的なケアを担う状況にならないようにしていくことも視野に入れていただきたい。

(3) 個人情報の取り扱いについて

ヤングケアラーの支援にあたっては、さまざまな関係機関（者）が連携して支援に取り組むことが重要となるため、支援者間における情報共有が円滑に実施できるよう、個人情報の取扱いについて、ヤングケアラー本人とその保護者それぞれから同意を得ることが重要である。

同意を得る手法として、書面または口頭で行うことが考えられるが、トラブル等を回避するために、書面により同意書を取得しておくことが望ましい。

同意書面には、共有する内容及び共有を行う支援機関（者）の範囲を明示されたい。

下記に同意書のひな形を掲載しておくので、参考とされたい。

また、連携して支援に取り組むにあたり、本人からの同意が得られても保護者からの同意が得られない場合も想定されるが、保護者へ丁寧な説明等を重ね関係性の構築を図り同意が得られるようにされたい。

なお、どうしても同意が得られない場合で、支援の必要性がある場合は、要保護児童地域対策協議会の枠組など法律に基づき、本人や保護者の同意なしに情報共有可能な方法によると取り扱いも検討されたい。

以下の会議体は、構成機関に対して守秘義務を課しており、支援のために必要があるときは、法律に基づき本人や保護者の同意なしに情報共有が可能であるので参考とされたい。

情報共有が可能な会議体

子ども	・児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会(「要対協」) (児童福祉法第 25 条の2)
生活困窮	・生活困窮者自立支援法に基づく支援会議(生活困窮者自立支援法第9条)
障害	・地域自立支援協議会
介護	・地域ケア会議(介護保険法第 115 条48)
重層的支援	・社会福祉法に基づく支援会議(社会福祉法第 106 条6)

(参考資料；同意書 (ひな形))

<p>〇〇市におけるヤングケアラー支援に係る個人情報共有のための同意書</p> <p>私は、〇〇市におけるヤングケアラー支援を受けるにあたり、〇〇に提供した、私または私の家族の氏名や相談内容等について、関わる機関(者)に、下記に示す範囲で開示することを同意します。</p> <p>年 月 日 (宛先) 〇〇市</p>	
共有する内容の範囲	(記入例) 家族の氏名、年齢、疾病状況、経済状況(生活保護の受給状況)、家族のサービス利用の有無や種類
共有する支援機関(者)の範囲	(記入例) 〇〇市ヤングケアラー支援ネットワーク
住所	
氏名(ご本人)	
生年月日(ご本人)	年 月 日
保護者氏名	

※上記目的以外に共有された情報は使用しません。

(4)連携支援における留意点

それぞれの関係機関（者）の状況からみるヤングケアラーの気づきにつながる可能性を整理すると次のとおりである。

- ・学校は子どもと日常的に接するため、子どもの状況が把握しやすく、ヤングケアラーである可能性のある子どもの気づきにつながりやすい。
- ・日常的にケアが必要な家族への支援を行っている、福祉事業者や医療機関等は、ケアが必要な家族と接する機会が多く、家族への支援（サービス提供）状況などからヤングケアラーの気づきにつながりやすい。
- ・子ども食堂、民生委員・児童委員などにおいても、それぞれ地域内で支援活動を行っており、ヤングケアラーの気づきにつながる可能性が高い。

■学校に期待されること

学校では、欠席、遅刻・早退といった出席状況に加え、日々の子どもの様子からみられる変化に早期に気づくことができる可能性、また子どもにとって、学校は家庭以外の大きな居場所でもあり、日々触れ合う教員に対して、家庭に関する悩みや不安を打ち明ける可能性も大いに考えられる。一方で、学校現場は多忙であるとともに、教員が必ずしも福祉に関する知識を持っているわけではないため、ヤングケアラーに気づいた際には、なるべく迅速に市町村ヤングケアラー支援担当課やヤングケアラー・コーディネーターにつなぎ、早期に支援の検討につなげることを意識していただきたい。

気づきの段階で大きな役割を担う学校は、ヤングケアラーに関する理解・知識を深めるとともに、「ヤングケアラー」と思われる子どもがいた際には、家族のお世話をしていることや家族のことを否定することなく、まずは子ども本人の話をきき、気持ちを受け止め、子どもにとって学校が安心して過ごせる場、本音を話せる場となるよう、本人に寄り添った対応を期待される。

■市町村に期待されること

市町村はヤングケアラー支援の中心的な役割を担うことから、支援担当課等にヤングケアラー・コーディネーターを配置されたい。

10 ヤングケアラー相談窓口

(1) ヤングケアラーの相談への対応

山梨県では、ヤングケアラーやその家族、周囲の人からの相談や、関係機関（者）が支援へのつながりができるよう、電話、SNS、対面、オンラインなど相談者のニーズに応じたさまざまな相談窓口を設けている。

各相談窓口では、ヤングケアラーかどうかわからない、ヤングケアラーが周りにもいられない、ヤングケアラーのことを教えてほしい、ただ話を聞いてほしいといったことまでさまざまな相談に対応している。

各市町村においても、ヤングケアラー担当課の窓口やヤングケアラー・コーディネーターなどへの相談が可能となっている他、ヤングケアラーのみならず、子どもに関する全般的な相談を受け付ける窓口も設置している。

山梨県のヤングケアラー相談窓口（令和6年3月現在）

【電話相談窓口】

0120-189-783 または 0120-0-78310
24時間、365日受付

話してみよう
自分のこと

周りに理解されるわけがないし、
自分がヤングケアラーだって友だちに話せない。

「大丈夫？」って聞かれたら「大丈夫」って答えるけど、
本当はつらい。
でも、かわいそうって思われたくない。

友達に遊びに誘われると適当な理由で断るけど、
本当は誘われるのは嬉しい。

【ヤングケアラーに関する相談先はこちら】

0120-189-783
0120-0-78310

ヤングケアラー
をもっと知るには？

山梨県公式YouTube「山梨チャンネル」で、
ヤングケアラーについて知ることができます！

発行元：山梨県子育て支援局子ども福祉課

【SNS 相談窓口】

窓口名：親子のための相談 LINE「山梨県窓口」

LINE 公式アカウント：@778asdia

（お住まいの地域で「山梨県」、住んでいる「市町村」を登録）

相談時間：平日 12 時～午後 11 時（祝日、年末年始を除く）

※相談時間外にもメッセージは送付できるが、
回答は翌相談対応日となる。



【対面相談窓口】

相談支援センター（山梨県総合教育センター）

055-263-3711（事前電話予約窓口）

※平日午前 9 時～午後 5 時（祝日、年末年始を除く）

市町村のヤングケアラー相談窓口（令和 5 年 4 月現在）

山梨県では、すべての市町村において、ヤングケアラーに関する相談に一元的に対応できるよう、次のとおり支援担当窓口を一本化している。また、ヤングケアラー・コーディネーターが配置されている市町村も示しておくので、参考とされたい。

山梨県内市町村ヤングケアラー相談窓口一覧

R6.4.1現在

市町村名	担当窓口	窓口電話番号
1 甲府市	子ども未来部 子ども未来総室 子育て支援課 子ども・青少年総合相談センター「あおぞら」	055-221-3011
2 富士吉田市	市民生活部 子育て支援課	0555-22-5155
3 都留市	福祉保健部 健康子育て課 子ども家庭担当	0554-46-5113
4 山梨市	子育て支援課 保育・児童担当	0553-22-1111
5 大月市	市民生活部 子育て支援課 子ども家庭総合支援センター	0554-23-1168
6 韮崎市	こども子育て課 こども相談担当	0551-22-1111 内線 176、178
7 南アルプス市	保健福祉部 こども家庭相談課 相談支援担当	055-282-6049
8 北杜市	こども政策部 ネット推進課 ネット推進担当	0551-42-1401
9 甲斐市	子育て健康部 子育て支援課 子育て支援係	055-278-1692
10 笛吹市	子供すこやか部 子育て支援課 子ども家庭支援担当	055-261-5061
11 上野原市	教育委員会 学校教育課 教育総務担当	0554-62-3408
12 甲州市	福祉総合支援課 相談支援担当	0553-32-2203
13 中央市	子育て支援課	055-274-8557
14 市川三郷町	子育て支援課 子育て支援課 母子保健係	0556-42-8218
15 早川町	福祉保健課 福祉担当	0556-45-2363
16 身延町	子育て支援課	0556-20-4580
17 南部町	福祉保健課	0556-64-4836
18 富士川町	子育て支援課 児童支援担当	0556-22-7221
19 昭和町	いきいき健康課 子ども家庭センター準備室	055-275-8785
20 道志村	住民健康課 住民福祉グループ	0554-52-2113
21 西桂町	子育て支援課 子育て支援係	0555-25-3255
22 忍野村	福祉保健課 児童福祉担当	0555-84-7795
23 山中湖村	福祉健康課 福祉担当、母子保健担当	0555-62-9976
24 鳴沢村	福祉保健課	0555-85-3081
25 富士河口湖町	子育て支援課 児童福祉係	0555-72-1174
26 小菅村	住民課	0428-87-0111
27 丹波山村	住民生活課	0428-88-0211

※窓口対応時間は、市町村により異なりますが、概ね平日午前 8 時半から午後 5 時 15 分となっております。

【ヤングケアラー・コーディネーターが設置されている市町村（令和6年3月現在）】
甲府市、富士吉田市、都留市、韮崎市、市川三郷町、南部町

子どもに関するさまざまな相談ができる窓口

子どもの権利相談室やまなしスマイル

ヤングケアラーに関するだけでなく、学校や家庭、塾、バイト先、学童、スポーツクラブなどで困っていることや悩み、子どもの権利が守られていない状態を解決してほしいといったことまで、子ども、保護者、周囲の方などから、相談を受け付けている。

**子どもの権利相談室
やまなしスマイル**
//// [やま★スマ] ////

マスコットキャラクター

あなたが今、困っていることや悩んでいることを
子ども権利相談室やまなしスマイルの人に、なんでも話してください。

相談方法：電話・メール・オンライン・FAX・対面
相談および予約はこちら TEL 055-225-3958

相談予約

相談受付時間 月曜日～木曜日 ▶ 午後1時～6時 金曜日 ▶ 午後1時～8時

上記に示した山梨県のヤングケアラー相談窓口の詳細情報は下記のホームページに記載している。

(<https://www.pref.yamanashi.jp/kodomo-fukushi/young-carer05.html>)

また、ヤングケアラーへの正しい理解を深める動画コンテンツなど、啓発の取り組みについて、下記のホームページに記載しているので、広く周知にご協力いただきたい。

<https://www.pref.yamanashi.jp/kodomo-fukushi/young-carer04.html>

その他、山梨県の取り組み以外にこども家庭庁のホームページにおいて、民間支援団体の相談窓口も紹介されているので、併せて参照とされたい。

[関連サービスの相談窓口 | こども家庭庁 \(cfa.go.jp\)](#)

11 参考事例

【ヤングケアラーの事例から見た支援にあたっての事例検討】

ヤングケアラーの支援にあたり、各関係機関内及び関係機関が連携して支援を検討していくための事例を紹介する。

子どもが家事や家族の世話をすること自体は悪いことではないが、問題となるのは、子どもが大人が担うようなケアを日常的に担うことにより、子ども自身の生活や心身の健康に影響が生じることである。

次に示す事例は、これまでの実例をもとに、アセスメントシートに沿って、子どもの権利が侵害されているか、ヤングケアラーか、サポートの実態、子ども本人の認識や意向により整理を行った。

実際の支援にあたっては、「7 ヤングケアラーと思われる子どもに気づく」に記載した対応整理表を参考に、公的サービスの導入や調整、子どもの気持ちに寄り添い精神的な負担を含めた軽減につながるよう、各関係機関内や関係機関の連携した支援につなげていただきたい。

なお、本事例で示した「追加で考えられる支援や負担軽減」はあくまでも一例であり、実際にケースの対応をする際には、それぞれの事例の実態に即して対応されたい。

また、各事例共通する「追加で考えられる支援」として、学校においては、在籍児童に対する各学校の教員が同一の視点で対象児童に接し、寄り添い型の見守りを行い、必要に応じて、学校から市町村等外部への機関に連絡調整を行うことが考えられる。

<ケース1>

【家族の状況】

- ・父親、母親、**長男（高校2年生）**の3人世帯
- ・父親は仕事で忙しく日中は不在
- ・母親は身体障害があり、長男が母親に代わり家事や、母親の身体的な介護、病院の付き添いなどのケアを担っている
- ・長男は学校生活の中で精神的な不安定さが見られる

【アセスメント項目からまとめた内容】

気づいた機関	気が付いたきっかけ	子どもの権利が守られているか
学校	本人からの相談	<input type="checkbox"/> 精神的な不安定さがある <input type="checkbox"/> 表情が乏しい、家族に関する悩みを口にしている <input type="checkbox"/> 欠席が多い <input type="checkbox"/> 家事一般を行っている

ヤングケアラーか	サポートの実態	子ども本人の意向はどうか（自由に意見を言えているか）
<input type="checkbox"/> 母親に身体障害がある <input type="checkbox"/> 父親が多忙 <input type="checkbox"/> 長男が家事、身体的な介護、通院時の同行のサポートを担う	<input type="checkbox"/> 平日は1日4時間、休日は終日サポート <input type="checkbox"/> サポートは長男が中心で父親は夜間や土日に担う程度 <input type="checkbox"/> 福祉サービスなどの支援もない	<input type="checkbox"/> ヤングケアラーであることを認識していない <input type="checkbox"/> 家族の状況やサポートについて誰にも話せていない <input type="checkbox"/> 相談できる相手はいない <input type="checkbox"/> 精神的な不安を解消したい

【ヤングケアラー応援プラン】

ヤングケアラー応援プラン（手交の場合）

子ども氏名	ヤマカワ ケン						
計画作成日	2024.3.15	見直しの時期	2024.3.15～2024.5ごろ	同意署名欄			
子ども本人の希望 (1年後どのように なっていたいか)	<ul style="list-style-type: none"> ・母親の介護や通院、家事を減らし、自分の時間をもちたい ・学校を休むことなく通いたい ・日々を楽しく、心に余裕をもって過ごしたい ・母親の世話や家庭のことについて話を聞いてくれる人が欲しい 		家族の希望	<ul style="list-style-type: none"> (母) 長男が手伝ってくれるのはありがたいが、長男が自分の時間を過ごせるようにしたい (父) 仕事の調整が難しく、家庭になかなか時間が割けないが、もう少し長男をサポートしたい 			
子ども・家族・支援者 が一緒に目指してい くこと	<ul style="list-style-type: none"> ・家事や福祉サービスの利用により、自分の時間をもてるようにし、学校にも休むことなく通えるようにする ・父親と話し合いを進め、できる範囲で父親とも役割分担をするとともに、母親のことを父親にも相談しやすい状況にし、家庭での安心感を高める ・家族のことなどを話したり相談できる相手や場所を見つけ、本人の精神面の安定につなげる 						
長期の目標 (1年程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の時間や勉強する時間をつくる。学校に休むことなく通い、自分の希望する高校生活を送る（部活をしたり、友達と学校帰りに遊びに行きたい） ・母親や家族のことについて、本人が話しやすい相手や場所を見つける 						
短期の目標 (半年程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスなどを利用してみる（家事や母親の介護の時間を減らす） ・父親と話し合い、家事などについて役割分担する 						
優先 順位	かなえないこと	具体的な目標	いつまでに やるか	お勧めしたいサービスやインフォーマルサービス等		見直しの時期	その他留意事項
				種類・内容・量 (頻度・時間)	サービス提供事業所 担当者名		
1	自分の時間を増やす (母の介護の時間を減らす)	母親の介護、家事を代替 学校を欠席せず通えるようにする	すぐに	福祉サービスを利用（平日毎日）		2024.5ごろ	サービスを利用することに罪 悪感を持たないように配慮
2	自分の時間を増やす (母の通院の付き添いを減らす)	通院の付き添いを減らす 学校を欠席せず通えるようにする	すぐに	福祉サービスを利用（週1回）		2024.5ごろ	
3	自分の時間を増やす (食事の準備の時間を減らす)	食事の準備の時間を減らす	すぐに	配食サービスを利用（週2回）		2024.5ごろ	
4	話をきいてくれる人がほしい	家族のことについて話をできる相手を見つける	2024.3.31	学校のスクールカウンセリングを利用（月1回）		2024.5ごろ	本人がどのような場所、人だと話をしやすいか本人の意向を重視
5	話をきいてくれる人がほしい	居場所づくり	2024.4.30	〇〇サークルを利用（週1回）		2024.5ごろ	
6							
7							
8							

ヤングケアラー応援プラン【週間計画表】

お子さんの名前	ヤマカワ ケン	計画開始年月日	2024.3.15	見直しの時期	2024.5ごろ
---------	---------	---------	-----------	--------	----------

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	週以外のサービス
6:00								月1回、学校でのスクールカウンセラーによるカウンセリングを受ける
8:00								
10:00								
12:00	学校	学校	学校	学校	学校			
14:00	福祉サービス	福祉サービス	(通院福祉支援含む)	福祉サービス	福祉サービス			
16:00								
18:00		配食		配食	居場所			
20:00								
22:00								
0:00								
2:00								インフォーマルなサービス、他
4:00								母:〇×病院

<ケース2>

【家族の状況】

- ・義父、母親、**長女(高校1年生)**、妹(小学生の次女と三女)の5人世帯
- ・母親はうつ病、妹のうち1人は統合失調症の疑い
- ・長女が母親に代わり、炊事、洗濯、掃除などの家事、妹の送迎などのケアを担っている(義父の関与は不明)
- ・長女からカウンセリング希望あり

【アセスメント項目からまとめた内容】

気づいた機関	気が付いたきっかけ	子どもの権利が守られているか
学校	本人からのカウンセリングの申し出	<input type="radio"/> 家事一般を行っている

ヤングケアラーか	サポートの実態	子ども本人の意向はどうか(自由に意見を言えているか)
<input type="radio"/> 母親がうつ病		<input type="radio"/> 母親がうつ病

【ヤングケアラー応援プラン】

ヤングケアラー応援プラン（手交の場合）

子ども氏名	ヤマナシモモコ						
計画作成日	2024.2.6	見直しの時期	2024.2.6～2024.4ごろ	同意署名欄			
子ども本人の希望 (1年後のようになりたいか)	<ul style="list-style-type: none"> ・家事や妹の学童の時間を減らし、自分の時間をもちたい ・友達と遊んだりもしたいが、放課後宿題もしたい ・自分の話を理解できる人が欲しい ・母の病気の特性を知り、母のことを理解したい 		家族の希望	<ul style="list-style-type: none"> (母) 病気とうまく付き合いながら、できることを少しずつ見つけたい (妹) 			
子ども・家族・支援者が一緒に目指していくこと	<ul style="list-style-type: none"> ・家事や妹の世話のサポートにより、自分の時間をもてるようにする ・母親や妹の病状などをMSWから本人に説明し、必要な治療やサービスにつなげていく ・義父に家庭の状況を理解してもらえよう話し合いを進め、一緒に考えていけるような関係づくりを進める 						
長期の目標 (1年程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の時間や勉強する時間をつくる。自分の希望する高校生活を送る（部活をしたり、友達と学校帰りに遊びに行きたい） ・母や妹の病気の理解を深める 						
短期の目標 (半年程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスなどを利用してみる（長女の家事や妹の世話の時間を減らす） ・母親の病状や気を付けることを知る。妹の受診を促し、病状を確認する 						
優先順位	かなえたいこと	具体的な目標	いつまでにやるか	お勧めしたいサービスやインフォーマルサービス等		見直しの時期	その他留意事項
				種類・内容・量（頻度・時間）	サービス提供事業所担当者名		
1	自分の時間を増やす (妹の迎えの時間を減らす)	妹の送迎を代替 放課後の自分の時間を持てる	すぐに	ファミサポの利用（平日毎日、17時）	ファミサポ	2024.4ごろ	サービスを利用することに罪悪感を持たないように配慮
2	自分の時間を増やす (家事の時間を減らす)	食事の準備の時間を減らす	すぐに	配食サービスを利用（週2回）		2024.4ごろ	中食なども利用の検討を行い、だれでも手軽にできるものを検討
3	放課後に宿題などを見てくれるところがほしい	学習支援を利用し、学習時間の確保	すぐに	△△ルームを利用（週3日程度）		2024.4ごろ	
4	話をきいてくれる人がほしい	居場所づくり	2024.3.31	○△サークルを利用		2024.4ごろ	
5	母親の病状を理解したい	母の病状を理解し、うまくつきあう	すぐに	○×病院のMSWから説明		2024.4ごろ	母親も自分の病気とうまく付き合えるよう、話し合う
6	妹の病状が心配	妹の受診	2024.3.31	○×病院に受診		2024.4ごろ	
7							
8							

ヤングケアラー応援プラン【週間計画表】

お子さんの名前	ヤマナシモモコ	計画開始年月日	2024.2.10	見直しの時期	2024.4ごろ
---------	---------	---------	-----------	--------	----------

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	週以外のサービス
6:00								インフォーマルなサービス、他 母: ○×病院MSW 妹: ○×病院
8:00								
10:00								
12:00	学校	学校	学校	学校	学校			
14:00								
16:00								
18:00		配食		配食				
20:00								
22:00								
0:00								
2:00								
4:00								

<ケース3>

【家族の状況】

- ・母親、**長男（高校2年生）**、母親のパートナー（同居人）の3人世帯
- ・母親はアルコール依存症（薬物の可能性もあり）
- ・長男が母親に代わり、家事全般のケアを担っている（同居人の関与は不明）
- ・長男は真面目で模範的な生徒
- ・定時制に通っているが、経済的困窮面から複数の給付型奨学金が受給できるよう学校で手配している

【アセスメント項目からまとめた内容】

気づいた機関	気が付いたきっかけ	子どもの権利が守られているか
学校	市町村の子育て支援課からの連絡	○家事一般を行っている

ヤングケアラーか	サポートの実態	子ども本人の意向はどうか（自由に意見を言えているか）
<ul style="list-style-type: none"> ○母親がアルコール依存症 ○長男が家事全般を担う ○定時制高校に通い、アルバイトをして家計を支えている可能性 ○同居人の家事等への関与は不明（見受けられない。） 	<ul style="list-style-type: none"> ○平日は1日数時間、休日は終日サポート ○サポートは長男が中心で同居人の関与は不明 ○福祉サービスの利用状況は不明 	<ul style="list-style-type: none"> ○ヤングケアラーであることを認識しているか不明 ○家族の状況やサポートについて、子育て支援課に相談することもある ○学校には家庭の状況を話したがらない

【ヤングケアラー応援プラン】

ヤングケアラー応援プラン（手交の場合）

子ども氏名	ナシモト タロウ						
計画作成日	2024.3.10	見直しの時期	2024.3.10~2024.5ごろ	同意署名欄			
子ども本人の希望 (1年後どのようになっていたいか)	<ul style="list-style-type: none"> 家事、母親のケア、アルバイトを減らし、自分の時間をもちたい 学校を辞めずに通い続けたい。卒業後の就職、進路についても考えたい 薬物含め母の依存症を改善させたい、アルコール依存症についても知りたい 経済的な余裕がほしい 		家族の希望	(母) 自分が働いたり家事ができないので、長男にしてもらいたい。高校は卒業してほしい。 (同居人) 不明			
子ども・家族・支援者が一緒に目指していくこと	<ul style="list-style-type: none"> 家事や福祉サービスの利用により、自分の時間をもてるようにする 奨学金に加え経済的支援を検討し、アルバイトを減らしても学校を辞めずに通えるようにする アルコール依存症について知り、母親の病状の理解を深めるとともに、よりよい関わり方を知り、母についての不安を和らげる 同居人と話し合う機会をもち、母親のサポートへの関わりを検討していく 						
長期の目標 (1年程度)	<ul style="list-style-type: none"> 自分の時間や勉強する時間をつくる。学校を辞めずに通い、卒業後の進路、就職の検討も進める 経済的な余裕を持ち、経済面の不安を減らし、精神的に落ち着くようにする 						
短期の目標 (半年程度)	<ul style="list-style-type: none"> サービスなどを利用してみる(家事の時間を減らす) アルコール依存症への理解を深める 						
優先順位	かなえたいこと	具体的な目標	いつまでにやるか	お勧めしたいサービスやインフォーマルサービス等 種類・内容・量(頻度・時間)	サービス提供事業所 担当者名	見直しの時期	その他留意事項
1	自分の時間を増やす (食事の準備の時間を減らす)	食事の準備の時間を減らす	すぐに	配食サービスを利用(週2回)		2024.5ごろ	中食なども利用の検討を行い、だれでも手軽にできるものを検討
2	自分の時間を増やす (掃除等の家事の時間を減らす)	掃除や洗濯等の家事の時間を減らす	すぐに	家事支援サービスを利用(週2回)		2024.5ごろ	
3	アルバイトを減らしても経済的な余裕がほしい	経済面での支援	2024.4.30	生活困窮者自立支援制度等利用可能な支援の検討		2024.5ごろ	
4	母親の依存症を改善させたい	母の状態を理解し、必要に応じて治療を受ける	すぐに	〇×病院を受診		2024.5ごろ	母親も自身の状況を理解する
5	母親への理解を深める	アルコール依存症について知る	2024.4.30	アルコール依存症の家族を持つ集まりに参加する(月1回)		2024.5ごろ	本人が話をしやすいか、参加したい場所が等本人の意向を重視
6							
7							
8							

ヤングケアラー応援プラン【週間計画表】

お子さんの名前	ナシモト タロウ	計画開始年月日	2024.3.10	見直しの時期	2024.5ごろ
---------	----------	---------	-----------	--------	----------

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	週以外のサービス
6:00								アルコール依存症を持つ家族の会へ参加(月1回)
8:00								
10:00	アルバイト	家事支援	アルバイト	家事支援	アルバイト	アルバイト	家事支援	
12:00								
14:00								
16:00	配食				配食			
18:00	学校	学校	学校	学校	学校			
20:00								
22:00								
0:00								
2:00								
4:00								インフォーマルなサービス、他 母:〇×病院

<ケース4>

【家族の状況】

- ・父親(50代)、母親(50代)、長男(社会人20代)、**長女(高校2年生)**の4人世帯
- ・父親が脳血管疾患の後遺症で高次脳機能障害あり(要介護2)
- ・母親は父に代わり就労
- ・長女は、父親が一人で出かけ戻れない、万引きをするなどの行為があり、学校から帰宅後、父親の見守りをしている

【アセスメント項目からまとめた内容】

気づいた機関	気が付いたきっかけ	子どもの権利が守られているか
地域包括支援センター	関係福祉事業者の情報提供	○家族の介護(見守り)を強いられており、学校の勉強などに影響がでている可能性

ヤングケアラーか	サポートの実態	子ども本人の意向はどうか(自由に意見を言えているか)
<ul style="list-style-type: none"> ○父親が要介護2 ○母親は就労で忙しい ○長女が父親の見守りをしている ○社会人の長男の関与は不明 	<ul style="list-style-type: none"> ○平日は1日数時間、休日も終日対応(目が離せない) ○父親の見守りは長女が中心で他の家族は行わない ○介護認定を受けており、介護サービスを利用しているが不足している模様 	<ul style="list-style-type: none"> ○ヤングケアラーであることを認識しているか不明 ○家族の状況やサポートについて、話せていない状況 ○子ども本人が相談できる、理解してくれていると思う相手がいるか不明

【ヤングケアラー応援プラン】

ヤングケアラー応援プラン（手交の場合）

子ども氏名	フジ モモ						
計画作成日	2023.5.8	見直しの時期	2023.7ごろ	同意署名欄			
子ども本人の希望 (1年後のようになっ ていたか)	<ul style="list-style-type: none"> ・高校生活をもっと楽しみたい ・来年は高3になるので、進学先を決め準備を進めたい ・自由な時間をもちたい 	家族の希望	(父親)・本人の生活を大切にしたいとは思っているが、父親自身がコントロールしづらく、心苦しい (母親)・本人に負担をかけていることは理解している。少しでも本人の負担が軽くなるよう、みんなで考えたい				
子ども・家族・支援者が一緒に目指していくこと	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の希望する学校生活をかなえられるよう、みんなで考える ・本人の進学について、家族で考えられる環境をつくる ・父親の症状や気を付けることなどは、医療機関と相談して、父親・母親、本人が理解できるような説明を受ける ・父親の日中サービス利用を増やし、見守り体制を手厚くする 						
長期の目標 (1年程度)	・学校生活を優先した生活がおくれる、進学について考え、その準備を進める(職場体験など)						
短期の目標 (半年程度)	・学校生活や学習に集中できる環境を整える ・父親の介護保険サービスの利用などを増やす、見守り体制を強化する						
優先順位	かなえたいこと	具体的な目標	いつまでにやるか	お勧めしたいサービスやインフォーマルサービス等		見直しの時期	その他留意事項
				種類・内容・量(頻度・時間)	サービス提供事業所担当者名		
1	本人の話を聞いてくれる人がいる		すぐに	ヤングケアラーコーディネーターが話をきく		2023.7ごろ	
2	放課後も自分の時間が持て、勉強の時間をとれる	勉強の遅れを取り戻すために塾に通う	父親のサポートができ次第すぐ	本人の状況にあった塾に通う		2023.7ごろ	塾以外の方法も検討
3	父親の病気の特性やサポートについて理解する	病院で説明を受け、日々の生活で気を付けることを聞く	すぐに	〇〇病院NSWから説明を受ける		2023.7ごろ	
4	父親の見守りの環境を増やす	デイサービスを増やす、周囲の関係者に父親の状況を説明し、声掛けをしてもらう	すぐに	デイサービスを週1回→週3回に周囲のスーパーなどに、病状について説明し、声掛けをしてもらうようにする		2023.7ごろ	
5	父親が自分の場所がわからなくなった時のサポートを増やす	居場所がわかるよう周囲の人に声掛けをしてもらえるようにヘルプマークをつけてもらう	すぐに	・GPS機能で、現在の場所を把握 ・ヘルプマーク等を所持し、周りから声掛けや連絡をしてもらえるようにしておく		2023.7ごろ	
6	将来のことを考えるため、職場体験などをする	気になる仕事など、職場体験を試してみる	夏休みを使って			適宜	
7							
8							

ヤングケアラー応援プラン【週間計画表】

お子さんの名前	フジ モモ	計画開始年月日	2023.5.8	見直しの時期	2023.7ごろ
---------	-------	---------	----------	--------	----------

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	週以外のサービス
6:00								
8:00								
10:00								
12:00	学校	学校	学校	学校	学校	塾		
14:00	父親 デイサービス		父親 デイサービス		父親 デイサービス			
16:00								
18:00								
20:00	塾		塾					
22:00								インフォーマルなサービス、他
0:00								GPSサービス
2:00								民間のオンラインサロン
4:00								

<ケース5>

【家族の状況】

- ・父親(30代)、母親(30代)、**長男(小学2年生)**、弟2人(小学1年生(発達障害)次男と新生児の三男)の5人世帯
- ・母親は筋ジストロフィーの難病
- ・父親は仕事が忙しく、日中は不在
- ・長男は、母親が難病のため、新生児の移動(抱きかかえ)等の手伝いをしており、夜間のおむつ替えなども手伝わせられてしまうのではないかという周囲の心配がある

【アセスメント項目からまとめた内容】

気づいた機関	気が付いたきっかけ	子どもの権利が守られているか
障害者相談支援専門員	関係福祉事業者の情報提供	○幼いきょうだいの世話を強いられており、学校の勉強や心身に影響がでている可能性 ○今後、きょうだいの世話をを行う頻度が増加する可能性

ヤングケアラーか	サポートの実態	子ども本人の意向はどうか(自由に意見を言えているか)
○母親が難病 ○父親は就労で忙しい ○幼いきょうだいが多い ○弟(次男)が発達障害 ○きょうだいの世話している	○時間数は不明であるが、新生児の移動の際是对応 ○父は忙しく、他の兄弟も幼く、発達障害であり、長男が対応 ○母親が障害福祉サービスの提供を望んでいない	○ヤングケアラーであることを認識しているか不明 ○家族の状況やサポートについて、話せていない状況 ○相談できる相手はいない

【ヤングケアラー応援プラン】

ヤングケアラー応援プラン（手交の場合）

子ども氏名	コウフ ケン						
計画作成日	2024.1.10	見直しの時期	2024.3ごろ	同意署名欄			
子ども本人の希望 (1年後どのように なっていたいか)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活を楽しみたい、3年になったらクラブにも参加したい ・弟はかわいいがおむつを替えるのはできればたくない ・弟と一緒に遊んだり、お風呂に入るといったことはできる 		家族の希望	<ul style="list-style-type: none"> (母) これから三男は身体が大きくなり、自分だけでは世話が難しいので、家族だけでなく周りの人に助けてもらいながら子育てをしたい (父親) 仕事が忙しいが、家族のことも大切なので、会社と話し合い、少しでも家のことができる時間をつくれるよう努力する 			
子ども・家族・支援者 が一緒に目指して いくこと	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が学校生活やクラブ活動が楽しめるよう、周囲も協力をする ・本人や次男のそれぞれが健やかに日常生活をすごせるよう、父親・母親と一緒に現在の生活を見直してみる ・三男の夜間の対応は(おむつ替え等)は父親と母親で対応できるよう、手順などを確認する 						
長期の目標 (1年程度)	・本人のクラブ活動を含めた日常生活のリズムを作る						
短期の目標 (半年程度)	・三男が保育所等の利用ができるまで、利用できるさまざまなサービスを利用する						
優先順位	かなえたいこと	具体的な目標	いつまでにやるか	お勧めしたいサービスやインフォーマルサービス等		見直しの時期	その他留意事項
				種類・内容・量(頻度・時間)	サービス提供事業所 担当者名		
1	クラブ活動に参加する	どんなクラブ活動があるのか調べて、入りたいところを見つける	R6.4ごろまで	自宅から自分で通えるところで、体験してみる		2024.3ごろ	
2	クラブ活動に参加する (次男への不安の解消)	次男が放課後過ごせる場所を探す	すぐに	学童の利用または、放課後デイサービスを見学し、次男の希望をきいて対応(平日)		2024.3ごろ	
3	おむつ替えは嫌	育児支援ヘルパーを利用。それ以外の日中時間は母親がおむつ替えをするのを手伝う(三男が動かないようにするなど)	すぐに	認可外の保育所を検討 当面は育児支援ヘルパーを利用(1日3回)		2024.3ごろ	
4	おむつ替えは嫌 (主に夜間は父親が行う)	夜間の対応は、父親と母親が対応できるようにする	すぐに	新生児の対応を父親や母親の状況に合わせてやりやすい方法を改めて学ぶ 新生児訪問や新生児ケアなどを利用		2024.3ごろ	
5							
6							
7							
8							

ヤングケアラー応援プラン【週間計画表】

お子さんの名前	コウフ ケン	計画開始年月日	2024.1.10	見直しの時期	2024.3ごろ
---------	--------	---------	-----------	--------	----------

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	週以外のサービス
6:00								
8:00	育児支援	育児支援	育児支援	育児支援	育児支援			
10:00	学校	学校	学校	学校	学校			
12:00	育児支援	育児支援	育児支援	育児支援	育児支援			
14:00								
16:00	学童	学童	クラブ活動	学童	学童			
18:00								
20:00								
22:00								インフォーマルなサービス、他
0:00								母:○×病院
2:00								
4:00								

<ケース6>

【家族の状況】

- ・父親(40代;外国人)、母親(40代;外国人)、**長女(中学3年生)**の3人世帯
- ・母親は視覚障害あり、日本語はほとんどわからない。糖尿病も患っている
- ・父親は仕事で不在がちであり、日本語はほとんど話せない
- ・長女は、両親に代わりに通訳の役割、家事全般、外出・通院の付き添い、見守り、感情面のサポートなど主介護者となっており、介護を理由に学校も休みがちである
- ・母親も何かと娘に依存している

【アセスメント項目からまとめた内容】

気づいた機関	気が付いたきっかけ	子どもの権利が守られているか
障害者相談支援専門員	家族への相談支援の中で	○欠席が多い ○母親の主介護者となっており、学校の勉強や心身に影響がでている可能性

ヤングケアラーか	サポートの実態	子ども本人の意向はどうか(自由に意見を言えているか)
○母親が障害と病気 ○父親は就労で忙しい ○両親ともに日本語が不自由 ○家事全般、外出時同行、通訳、見守り、感情面サポートなど主介護者となっている	○時間数は不明であるが、平日、休日問わず対応 ○父は忙しく、日本語が不自由でありサポートができない ○母親が娘に依存し、身内によるケアを希望	○ヤングケアラーであることを認識しているか不明 ○家族の状況やサポートについて、話せていない状況 ○子ども本人が相談できる、理解してくれていると思う相手はいない状況

【ヤングケアラー応援プラン】

ヤングケアラー応援プラン（手交の場合）

子ども氏名	コウシュウ アルブス						
計画作成日	2024.4.15	見直しの時期	2024.7ごろ				
同意署名欄							
子ども本人の希望 (1年後のようになりたいか)	<ul style="list-style-type: none"> 毎日学校に行きたい 希望の高校に進学したい 母のケアを手伝ってもらいたい 話をきいてもらったり、相談のってほしい 	家族の希望	(母親) こども本人以外の人にケアをされることには不安をもつが、本人の希望は理解した (父親) こども本人に負担をかけていることは理解した。できるだけ手伝うようにしたい				
子ども・家族・支援者が一緒に目指していくこと	<ul style="list-style-type: none"> 本人が自身の気持ちや希望を話せる環境を整える 学校に通えるよう、それぞれの場面でサポートを行う 高校受験へのサポートを行う 利用できるサービスなどをみんなで確認しながら利用をすすめる 						
長期の目標 (1年程度)	<ul style="list-style-type: none"> 高校進学ができるよう、学習面のサポートを行う 本人の自分の時間を増やす 						
短期の目標 (半年程度)	<ul style="list-style-type: none"> 毎日学校に通える環境を整える 本人の気持ちを受け止め、話せる環境をつくる 						
優先順位	かなえたいこと	具体的な目標	いつまでにやるか	お求めしたいサービスやインフォーマルサービス等		見直しの時期	その他留意事項
				種類・内容・量(頻度・時間)	サービス提供事業所担当者名		
1	本人の話をきいてほしい	安心できる居場所をつくる	すぐに	〇△事業(週2回)		2024.7ごろ	
2	学習面のサポートをしてほしい	学習支援を利用する	すぐに	上記〇△事業だけで、難しい場合は△△も利用してみる(週1回)		2024.7ごろ	
3	学校に通う	母親の通院介助を利用し、学校を休まなくてもよいようにする	すぐに	同行介助(月2回)		2024.7ごろ	
4	学校に通う	通訳派遣等を利用し、学校を休まなくてもよいようにする	すぐに	母親の外出時を含め、通訳が必要になる際に、民間のサービスを利用する(必要時) スマホの通訳アプリも活用		2024.7ごろ	
5	自分の時間を作る	家事支援の利用 中食の利用	すぐに	家事支援を利用(週1回)、民間サービスを利用(週2回) 中食の利用(週5回)		2024.7ごろ	
6							
7							
8							

ヤングケアラー応援プラン【週間計画表】

お子さんの名前	コウシュウ アルブス	計画開始年月日	2024.4.15	見直しの時期	2024.7ごろ
---------	------------	---------	-----------	--------	----------

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	週以外のサービス
6:00								母親の通院時の同行介助
8:00								
10:00								
12:00	学校	学校	(民間)家事支援	学校	学校	(民間)家事支援	学習支援	
14:00								
16:00								
18:00	居場所			居場所				
20:00								
22:00								
0:00								
2:00								インフォーマルなサービス、他
4:00								中食の利用(宅配) 通訳派遣 通訳アプリ

<ケース7>

【家族の状況】

- ・母親、**長男(16歳)**の2人世帯(母子家庭、生活保護受給中)
- ・母親は精神疾患やアルコール依存症を患っているが通院していない
- ・長男は中学卒業後進学せず、居宅で家事全般や母親の世話を担っており、本人はケアすることに意義を感じている

【アセスメント項目からまとめた内容】

気づいた機関	気が付いたきっかけ	子どもの権利が守られているか
生活保護ケース ワーカー	長男本人の話、他の関係機関の情報提供	○高校に在籍していない ○家事全般を担う他、母親の主介護者となっている

ヤングケアラーか	サポートの実態	子ども本人の意向はどうか(自由に意見を言えているか)
○母親が精神疾患、アルコール依存症であるが通院していない ○生活保護受給(経済的困窮) ○家事全般、外出時同行、見守り、感情面サポートなど、長男が主介護者となっている	○平日、終日問わずケア ○母子家庭のため、長男以外に身内で家族のサポートはなし ○母親は通院も拒み、福祉サービスも利用していない	○ヤングケアラーであることを認識しているか不明 ○家族の状況やサポートについて、子ども本人が相談できる、理解してくれていると思う相手はいない状況 ○本人は母親のケアに意義を感じている

【ヤングケアラー応援プラン】

ヤングケアラー応援プラン（手交の場合）

子ども氏名	フジタ ナシオ		
計画作成日	2023.10.1	見直しの時期	2023.12ごろ
子ども本人の希望 (1年後どのように なっていたいか)	<ul style="list-style-type: none"> ・母親が不安なので、面倒をみたい ・母から離れても大丈夫ならば、アルバイトなどをしてみたい ・母親の病気や依存症について理解したい。また母には病院を受診してほしい ・母親のことを相談できる相手がほしい 	家族の希望	(母) このまま息子に面倒を見てもらいたい。病院には行きたくないし、他人からの世話も受けたくない
子ども・家族・支援者 が一緒に目指して いくこと	<ul style="list-style-type: none"> ・母親の病気や依存症のことを理解し、より良い関わり方を学ぶ ・不安を感じることなく、母から離れ、自分のために使える時間を増やす ・母親のケア以外にやりたいことを見つける ・母親のことを話したり、相談できる相手を見つける 		
長期の目標 (1年程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・母親のことを安心して話せる相手や場所を見つける ・母のケアから離れる時間を作り、アルバイト等を行う 		
短期の目標 (半年程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・母親を病院へ受診させ、現在の病状等を確認する 		

優先順位	かなえたいこと	具体的な目標	いつまでにやるか	お勧めしたいサービスやインフォーマルサービス等		見直しの時期	その他留意事項
				種類・内容・量（頻度・時間）	サービス提供事業所 担当者名		
1	母親の病状の確認	母を病院へ連れていく	2023.10.31	○×病院の受診（以後、定期的な受診につなげる）		2023.12ごろ	母が納得して通院できるように通院の必要性等を説明
2	母親の病状を理解したい	母の病状を理解し、うまくつきあう	2023.10.31	○×病院のMSWから説明		2023.12ごろ	
3	自分のための時間を増やす	不安なく母から離れる時間を作る	すぐに	福祉サービス（見守り、家事支援）の利用（各週1日程度→頻度を増やす）		2023.12ごろ	サービスを利用することに罪悪感を持たないように配慮。母親の気持ちも尊重してサービス利用を検討
4	話を聞いてくれる人がほしい	安心して話ができる相手や場を見つける	すぐに	ヤングケアラーコーディネーターが話を聞く		2023.12ごろ	
5	話を聞いてくれる人がほしい	母のことを理解してくれる人を見つける	2023.12.31	精神疾患やアルコール依存症の家族をもつ会に参加		2023.12ごろ	
6							
7							
8							

ヤングケアラー応援プラン【週間計画表】

お子さんの名前	フジタ ナシオ	計画開始年月日	2023.10.1	見直しの時期	2023.12ごろ
---------	---------	---------	-----------	--------	-----------

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	週以外のサービス
6:00								精神疾患やアルコール依存症を持つ家族の会へ参加(月1回)
8:00								
10:00		(アルバイト)	福祉サービス (見守り)	(福祉サービス) 家事支援	通院			
12:00								
14:00								
16:00								
18:00								
20:00								
22:00								
0:00								
2:00								
4:00								インフォーマルなサービス、他 母:○×病院MSW

<ケース8>

【家族の状況】

- ・母親、祖母、長女（姉）、**次女（中学2年生）**、弟（長男（中学1年生））の 5 人世帯（生活困窮世帯）
- ・生活困窮世帯で母親は仕事が忙しい
- ・祖母は、最近、認知症の症状が悪化し、介護サービスを利用している
- ・次女は不登校気味で家にいることが多かったため、認知症状のある祖母の食事の準備や見守り等を担っている
- ・長女（姉）の状況は不明で、弟も不登校気味

【アセスメント項目からまとめた内容】

気づいた機関	気が付いたきっかけ	子どもの権利が守られているか
生活困窮者自立支援窓口	他の関係機関の情報提供	○不登校気味である。 ○祖母の介護をしている

ヤングケアラーか	サポートの実態	子ども本人の意向はどうか（自由に意見を言えているか）
○生活困窮世帯で母親は仕事で忙しい ○祖母が介護サービスを利用 ○次女が祖母の食事の準備や見守り等のケアをしている ○弟（長男）がいる	○不登校気味のため、在宅時はケアしている ○母親は仕事が忙しく、長女の状況は不明であり、他の家族のサポートはない状況。 ○介護サービスは利用しているが、十分でない状況	○ヤングケアラーであることを認識しているか不明 ○家族の状況やサポートについて、話せていない状況 ○子ども本人が相談できる、理解してくれていると思う相手はいない状況

【ヤングケアラー応援プラン】

ヤングケアラー応援プラン（手交の場合）

子ども氏名	ヤマダ ナシコ						
計画作成日	2024.1.10	見直しの時期	2024.1.10~2024.3ごろ	同意署名欄			
子ども本人の希望 (1年後どのように なっていたいか)	<ul style="list-style-type: none"> ・祖母の介護や見守り等を減らし、自分の時間を持ちたい ・高校進学に向けて勉強を頑張りたい ・自分の話を理解してくれる人、相談できる人がほしい 		家族の希望	<ul style="list-style-type: none"> (母) 家計のこともあり、自分は働かざるを得ないが、経済的に問題なければ仕事を減らし祖母の介護もするようにしたい (祖母) 他人ではなく家族に介護してもらいたい (長女) 不明 (弟) 介護などにはあまり関わりたくない 			
子ども・家族・支援者 が一緒に目指して いくこと	<ul style="list-style-type: none"> ・祖母にも状況を理解してもらえよう説明し、介護サービスを増やし、自分の時間を持てるようにする ・母親やきょうだいに本人の状況やしんどいことを理解してもらい、祖母の介護と一緒にできるような体制を考える ・家族のことなどを話したり相談できる相手や場所を見つけ、本人の精神面の安定につなげる ・学校とのつながりもなくさないようにするとともに、来年の受験に向け学習の習慣をつける 						
長期の目標 (1年程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の時間や勉強する時間をつくる。自分の希望する高校生活を送る（部活をしたり、友達と学校帰りに遊びに行きたい） ・家族のことについて、本人が話したり相談しやすい相手や場所を見つける 						
短期の目標 (半年程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービスを増やす（介護の時間を減らす）、学習の時間を設ける ・母親やきょうだいに話し合い、祖母の介護や家事などについて分担をする 						
優先順位	かなえたいこと	具体的な目標	いつまでにやるか	お勧めしたいサービスやインフォーマルサービス等		見直しの時期	その他留意事項
				種類・内容・量（頻度・時間）	サービス提供事業所 担当者名		
1	自分の時間を増やす (介護の時間を減らす)	祖母の介護や見守りの時間を減らす	すぐに	介護サービスの利用を増やす（平日毎日）		2024.3ごろ	サービスを利用することに罪悪感を持たないように配慮
2	自分の時間を増やす (介護の時間を減らす)	母親が介護を担える時間を増やす	2024.2.29	生活困窮者自立支援制度、生活福祉資金貸付制度等利用可能な支援の検討により母親の仕事量の調整を図る		2024.3ごろ	母親の仕事量の調整はすぐには難しい可能性もあり、長期的に検討する必要あり
3	学習の時間を増やす	学習支援を利用し、学習時間の確保	すぐに	△ルームを利用（週3日程度）		2024.3ごろ	
4	話をきいてくれる人がほしい	居場所づくり	2024.3.31	○△サークルを利用（週1回程度）		2024.3ごろ	
5							
6							
7							
8							

ヤングケアラー応援プラン【週間計画表】

お子さんの名前	ヤマダ ナシコ	計画開始年月日	2024.1.10	見直しの時期	2024.3ごろ
---------	---------	---------	-----------	--------	----------

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	週以外のサービス
6:00								学校に登校できない場合には、学校の担任の先生と定期的に話す機会を持つ
8:00								
10:00								
12:00	(学校)	(学校)	(学校)	(学校)	(学校)			
14:00								
16:00								
18:00	学習支援		居場所	学習支援	学習支援			
20:00								
22:00								
0:00								
2:00								インフォーマルなサービス、他
4:00								祖母:○×病院

<ケース9>

【家族の状況】

- ・父親、母親、**長女(中学2年生)**、妹(次女 10歳程度)の4人世帯
- ・生活困窮世帯で、母親は中程度の発達障害があるが転職を繰り返しながら家庭を支えている
- ・父親は無職で1日中家にいるが何もしない
- ・長女は家事全般を担っている他、父親の面倒もみている
- ・現在、フードパントリーによる食材提供や、長女の進学希望により学習支援を提供している
- ・父親の日常生活が観察できず、母親がどの程度子どもの面倒を見ているか把握できない

【アセスメント項目からまとめた内容】

気づいた機関	気が付いたきっかけ	子どもの権利が守られているか
子どもの居場所 運営事業者	長女からの話の中	○家事全般を担っている ○学習時間が確保できていない可能性

ヤングケアラーか	サポートの実態	子ども本人の意向はどうか(自由に意見を言えているか)
○生活困窮世帯で母親は仕事で忙しい ○父親は無職で何もしない ○幼いきょうだい(妹)がいる ○家事全般や父親の世話を担っている	○母親不在時は家事全般を担っている模様 ○母親は仕事が忙しく、父親は何もせず、他の家族のサポートはない状況 ○公的サービスは利用していない	○ヤングケアラーであることの認識は不明 ○家族の状況やサポート、子ども本人が相談できる、理解してくれていると思う相手は、子どもの居場所事業者のみ ○家事を担うことに意義を感じている可能性や、進学の希望がある

【ヤングケアラー応援プラン】

ヤングケアラー応援プラン（手交の場合）

子ども氏名	ナシダ モモカ						
計画作成日	2023.9.15	見直しの時期	2023.11ごろ	同意署名欄			
子ども本人の希望 (1年後どのように なっていたいか)	<ul style="list-style-type: none"> ・来年は高校受験があるので、学習時間をしっかり確保し、希望校に合格したい ・家計が不安なため、父親にちゃんと働いてほしい ・子どもの居場所には今後も通いたい ・居場所以外でも、家族のことなど、自分のことを理解してくれる人がほしい 		家族の希望	(母) 仕事で忙しいため、父親や妹の面倒を見てくれているのは助かる。高校進学への希望は叶えたい (父) 不明			
子ども・家族・支援者が一緒に目指していくこと	<ul style="list-style-type: none"> ・学習時間や自分の時間をもっと持てるように、家事などの負担を家族内で相談するとともに、サービスの利用する ・父親への就職支援を行うことで、家計に対する不安を和らげる。困窮世帯への支援として利用可能なサービスを検討する ・子どもの居場所には継続的に通い、いつでも相談できる場を確保する ・子どもの居場所以外に、家族のことなどを相談できる先を見つける 						
長期の目標 (1年程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・学習の時間や、自分の時間を増やし、希望校への合格を目指す ・父親への就労支援などにより、家計を安定させる 						
短期の目標 (半年程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・家族のことについて、子どもの居場所以外の相談相手を見つける ・サービス利用などを検討し、学習や自分の時間を増やす 						
優先順位	かなえたいこと	具体的な目標	いつまでにやるか	お勧めしたいサービスやインフォーマルサービス等		見直しの時期	その他留意事項
				種類・内容・量(頻度・時間)	サービス提供事業所 担当者名		
1	学習の時間、自分の時間を増やす	家事を担う時間を減らす	すぐに	家事支援サービスの利用(週2日)		2023.11ごろ	サービスを利用することに罪悪感を持たないように配慮
2	学習の時間、自分の時間を増やす	家事を担う時間を減らす	すぐに	配食サービスを利用(週1日程度)		2023.11ごろ	
3	学習の時間、自分の時間を増やす	学習支援を受ける時間を増やす	すぐに	学習支援の頻度を増やす(週2日程度)		2023.11ごろ	
4	家計の安定	父親への就労支援	2023.11.30	就労支援を行う団体等につなぐ		2023.11ごろ	まずは父親の状況を確認し、本人の意向を聞く
5	家計の安定	経済面の公的支援の利用	2023.11.30	生活困窮者自立支援制度等利用可能な支援の検討		2023.11ごろ	
6	相談相手を増やす	居場所以外の相談相手を見つける	2023.11.30	学校のスクールカウンセラーと面談		2023.11ごろ	一度相談してみても、話しやすいか、他の人がよいか確認
7							
8							

ヤングケアラー応援プラン【週間計画表】

お子さんの名前	ナシダ モモカ	計画開始年月日	2023.9.15	見直しの時期	2023.11ごろ
---------	---------	---------	-----------	--------	-----------

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	週以外のサービス
6:00								学校のスクールカウンセラーへ相談
8:00								
10:00								
12:00	学校	学校 家事支援	学校	学校 家事支援	学校	居場所		
14:00								
16:00								
18:00		学習支援	配食	学習支援				
20:00								
22:00								
0:00								
2:00								インフォーマルなサービス、他
4:00								

12 資料等

(1) ヤングケアラー支援ネットワーク会議等におけるガイドラインの検討状況

○ ガイドライン初版の策定(令和3年12月)

令和3年度「子どもを守る山梨ネットワーク会議」部会ヤングケアラー支援ネットワーク会議(以下、「ネットワーク会議」という。)により、ガイドライン策定にあたってのガイドライン骨子、ガイドライン案を提示し、会議構成員の意見等を踏まえ、策定を行った。

○ ガイドラインの改定(令和6年3月)

令和4年度及び令和5年度ネットワーク会議及び同会議人材育成・支援策ワーキンググループにおいて、ガイドライン改定にあたって項目の検討・決定後、ガイドライン改定案を提示し、会議構成員の意見等を踏まえ、改定を行った。

改定にあたっては、ネットワーク会議での検討の他、ヤングケアラー・コーディネーターを含む市町村職員からの意見聴取を行った。

【令和4年度】

第2回人材育成・支援策ワーキンググループ（令和5年1月23日開催）

ガイドライン改定の必要性の整理

第3回人材育成・支援策ワーキンググループ（令和5年2月27日開催）

ガイドライン改定項目案の検討

第5回ネットワーク会議（令和5年3月16日開催）

ワーキンググループ検討状況報告(ガイドライン改定に向けた必要性及び項目案)

【令和5年度】

第1回ネットワーク会議（令和5年10月30日開催）

ガイドライン改定項目案の決定、改定作業手法の報告

ガイドライン改定に向けた市町村説明会（令和6年1月15日開催）

ガイドライン改定項目の例示及び追加提案の意見聴取

県ヤングケアラー・コーディネーター等を対象とした試行事業の実施(令和6年2月)

ヤングケアラー応援プラン等の書式の試行による意見聴取

有識者との検討会の開催（令和6年2月21日及び3月14日開催）

改定後ガイドライン全体構成案、記載内容(書式等含む)の検討

弁護士との検討会の開催（令和6年2月26日開催）

ガイドライン改定項目のうち、個人情報の取り扱いの検討を実施

第1回人材育成・支援策ワーキンググループ（令和6年3月4日）

ガイドライン改定項目に基づく掲載内容案の提示による意見聴取

第2回ネットワーク会議（令和6年3月22日）

ガイドライン改定案の提示による意見聴取

(2) 「ヤングケアラー」の早期発見のためのアセスメントシート（山梨県）

「ヤングケアラー」の早期発見のためのアセスメントシート（山梨県）

(表面)

(表面)

「ヤングケアラー」の気づきのためのアセスメントシート（山梨県版） 作成機関（ ） ヤングケアラーに該当するかどうか 該当する 可能性がある 該当しない 支援の方向性 要保護 要支援 要配慮

0. 子ども本人の基本情報		作成日 年 月 日	
氏名 () 性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/> その他 年齢 () 歳	学校の出席等日数 (学期) 出席 () 日 欠席 () 日 遅刻 () 日 早退 () 日	要対協登録種別	
学校種別 () 学校 () 年 身長 () cm 体重 () kg BMI ()	学校の成績 <input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 不良 学校での生活態度 <input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 不良		

1. 本来守られるべき「子どもの権利」が守られているか → 子どもと関わりのある第三者が、ヤングケアラーの可能性のある子どもを発見するために

<p>① 命を守られ成長できる</p> <input type="checkbox"/> 必要な病院に通院・受診できない、服薬できていない ★ <input type="checkbox"/> 精神的な不安定さがある ★ <input type="checkbox"/> 給食時に通食傾向がみられる（通常のおかわりとは異通常のかわりとは異なる様子が見受けられる） ★ (その他の気になる点) <input type="checkbox"/> 表情が乏しい <input type="checkbox"/> 家族に対する不安や悩みを口に出している <input type="checkbox"/> 将来に対する不安や悩みを口に出している <input type="checkbox"/> 極端に痩せている、痩せてきた <input type="checkbox"/> 極端に太っている、太ってきた <input type="checkbox"/> 生活リズムが整っていない <input type="checkbox"/> 身だしなみが整っていないことが多い(季節に合わない服を着ている) <input type="checkbox"/> 予病接種を受けていない <input type="checkbox"/> 虫歯が多い <input type="checkbox"/>	<p>② 教育を受ける</p> <input type="checkbox"/> 欠席が多い、不登校 ★ <input type="checkbox"/> 遅刻や早退が多い ★ <input type="checkbox"/> 保健室で過ごしていることが多い ★ <input type="checkbox"/> 学校に行っているべき時間に、学校以外で姿を見かけることがある★ (その他の気になる点) <input type="checkbox"/> 授業中の集中力が欠けている、居眠りしていることが多い <input type="checkbox"/> 学力が低下している <input type="checkbox"/> 宿題や持ち物の忘れ物が多い <input type="checkbox"/> 保護者の承諾が必要な書類等の提出遅れや提出忘れが多い <input type="checkbox"/> 学校(部活含む)に必要なものを用意してもらえない <input type="checkbox"/> お弁当を持ってこない、コンビニ等で買ったパンやおにぎりを持っていくことが多い <input type="checkbox"/> 部活に入っていない、部活の早退や休みが多い <input type="checkbox"/> 修学旅行や宿泊行事等を欠席する <input type="checkbox"/> 校納金が遅れる、未払い <input type="checkbox"/> クラスメイトとのかわりが薄い、ひとりであることが多い <input type="checkbox"/> 高校進学をあきらめている。高校に在籍していない	<p>③ 生活への支援を受ける</p> <input type="checkbox"/> 幼稚園や保育園に通園していない ★ <input type="checkbox"/> 生活のために(家庭の事情により)就職している ★ <input type="checkbox"/> 生活のために(家庭の事情により)アルバイトをしている ★ <input type="checkbox"/> 家族の介助をしている姿を見かけることがある ★ <input type="checkbox"/> 家族の付き添いをしてる姿を見かけることがある ★ <input type="checkbox"/> 幼いきょうだいの送迎をしている姿を見かける ★ (その他の気になる点) <input type="checkbox"/> 子どもだけの姿をよく見かける <input type="checkbox"/> 年齢と比べて情緒的成熟度が高い <input type="checkbox"/> ともだちと遊んでいる姿をあまり見かけない <input type="checkbox"/> 家事一般を行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
---	---	---

2. 家族の状況 → 「ヤングケアラー」かの確認

① 家族構成(同居している家族)	② サポートに必要な家族の有無
<input type="checkbox"/> 母親(養母・継母) <input type="checkbox"/> 父親(養父・継父) <input type="checkbox"/> 祖母(母方・父方) <input type="checkbox"/> 祖父(母方・父方) <input type="checkbox"/> きょうだい()人 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない

3. ヤングケアラーである子どもの状況 → サポートの実態を確認

①子どもがサポートしている相手	②サポートの内容	③サービス利用の有無(導入されているサービス)	④子ども自身がサポートに費やしている時間				⑤家庭内に子ども本人以外にサポートする人の有無(誰か)
			平日	休日	1週間の合計		
		無・有()				無・有()	
		無・有()	早朝 <input type="checkbox"/>	早朝 <input type="checkbox"/>	時間程度	無・有()	
		無・有()	午前 <input type="checkbox"/>	午前 <input type="checkbox"/>		無・有()	
		無・有()	午後 <input type="checkbox"/>	午後 <input type="checkbox"/>		無・有()	
		無・有()	夜間 <input type="checkbox"/>	夜間 <input type="checkbox"/>		無・有()	
		無・有()	深夜 <input type="checkbox"/>	深夜 <input type="checkbox"/>		無・有()	

- 〈子どもがサポートしている相手〉
1. 母親(養母・継母)
 2. 父親(養父・継父)
 3. 祖母(母方・父方)
 4. 祖父(母方・父方)
 5. きょうだい
 6. 家族全体
 7. その他

- 〈サポートの内容〉
1. 身体的な介護
 2. 生活費の援助
 3. 感情面のサポート
 4. 通院や外出時の同行
 5. きょうだいの世話
 6. 金銭管理や事務手続き
 7. 家事
 8. 服薬管理・投与
 9. 通訳(日本語・手話)
 10. その他

4. 子ども本人の認識や意向 → 子ども自身がどう思っているかの確認

①子ども自身が「ヤングケアラー」であることを認識しているか
 認識している 認識していない

②家族の状況やサポートをしていることについて、誰かに話せているか
 話せている → 誰に() 話せていない

③子ども本人が相談できる、理解してくれていると思える相手がいるか
 いる → 誰に() いない

④ 子ども本人がどうしたいと思っているか(思い・希望)
 自分の意見や考えを聞いてもらっているか

自身のことを決めるために必要な情報(説明)が得られているか

これからどうしたいと思っているか

(裏面)

1 週間の生活スケジュール

	月	火	水	木	金	土	日	特筆すべき内容
深夜	4:00							
早朝	6:00							
午前	8:00							
	10:00							
	12:00							
	14:00							
午後	16:00							
	18:00							
	20:00							
	22:00							
深夜	24:00							
	2:00							
	4:00							

週単位以外の生活の状況

(3) ヤングケアラー応援プラン及びフェイスシート

(フェイスシート)

ヤングケアラーの状況(基本情報)

作成日	
-----	--

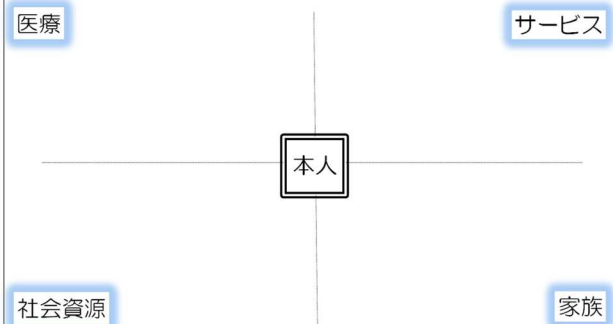
1.本人や家族の状況

シメイ 氏名	生年月日	年齢	性別	女	
所属					
住所	電話番号				
	Fax番号				
家族構成	氏名	続柄	年齢	所属(学校・就職先)	障害名・疾患名・病名等・備考

家族構成ジェノグラム(ヤングケアラーを中心に)

- ※ わかれば祖父母まで
- ※ 手書き可 ※男性□ 女性○ 本人◎

社会関係図(関係者・役割・キーパーソン)



本人の状況(チェックシートから要約)

- 健康状態で気になること
- 学校の状況
- 日常生活で気になること

家族の状況(チェックシートから要約)

- ケアが必要な人(本人との続き柄)
- ケアが必要な人をサポートする人の有無
- ケアをすることになった経緯

2.支援の状況

対象	名称	提供機関・提供者	支援内容	頻度
子ども本人				
ケアが必要な人				
家庭全体				
要保護児童対策地域協議会の登録状況	あり・なし	生活保護受給状況	あり・なし	
地域で良く通っている場所など				
成育歴で気になること				

制作 山 梨 県

事務局：子育て支援局子ども福祉課

電話：055-223-1457

E-mail:kodomo-fukushi@pref.yamanashi.lg.jp